パブリック・コメント

美唄市農業ビジョン (平成28年~32年)

(素案)

美 唄 市 平成28年 月

| 第1章 | 美唄市農業ビジョンについて | 1 | |
|----------------------|-------------------------|----|--|
| 1 | 農業ビジョン策定の目的 | 1 | |
| 2 | 農業ビジョンの位置づけ | 2 | |
| 3 | 農業ビジョンの計画期間 | 2 | |
| 4 | 農業ビジョンの特徴 | 3 | |
| 5 | 農商工連携の扱い | 3 | |
| | | | |
| 第2章 | 農業をめ ぐ る情勢 | 4 | |
| 1 | 農業政策の動向 | 4 | |
| 2 | 農産物生産等の状況 | 4 | |
| 第3章 | 美唄市農業の現状 | 5 | |
| 1 | 農業経営基盤の状況(人、農地、作物) | 5 | |
| | (1) 農家戸数と農業就業人口等の推移 | 5 | |
| | (2) 農業従事者の年齢構成等 | 5 | |
| | (3) 農地の利用集積、経営規模拡大と基盤整備 | 6 | |
| | (4) 土地利用と作物の生産状況 | 7 | |
| | (5) 担い手の確保と新規就農者の推移 | 8 | |
| | (6) 経営改善の取り組みと農業経営の安定 | 9 | |
| 2 | 産地としての取り組み状況 | 9 | |
| | (1) 安全・安心な農産物づくりの推進 | 10 | |
| | (2) 地域資源や多面的機能保全の取り組み | 11 | |
| | (3) 都市・農村の交流と情報発信 | 12 | |
| | | | |
| 第4章 美唄市の農業を取り巻く課題 13 | | | |
| 1 | 強い農業経営基盤づくり | 13 | |
| | (1) 担い手確保と経営安定の推進 | 13 | |
| | ① 新規就農者の確保と育成 | 13 | |
| | ② 経営改善の推進と法人化等の検討 | 13 | |
| | ③ 大規模経営の効率化・安定化の推進 | 13 | |
| | (2) 生産基盤の整備等 | 14 | |
| | (3) 作物の安定生産と産地確立 | 14 | |
| 2 | 消費者に信頼される産地づくり | 14 | |
| | (1) 地域資源と情報発信 | 15 | |
| 0 | 農商工連携 | 16 | |

| 第5章 | 農業 | 農村施策の基本方針 | 17 | |
|-----|----------------------|---|----|--|
| 1 | 美唄市 | 農業の目指す姿 | 17 | |
| 2 | 施策の | 基本方針 | 17 | |
| | (1) 3 | 蛍い農業経営基盤づくりの推進 | 17 | |
| | (2) | 肖費者に信頼される産地づくりの推進 | 17 | |
| | | | | |
| 第6章 | 農業 | • 農村施策の体系 | 19 | |
| 1 | 強い農 | 業経営基盤づくりの推進 | 19 | |
| 2 | 消費者 | に信頼される産地づくりの推進 | 19 | |
| 第7章 | 農業 | 農村施策の展開方向 | 20 | |
| 1 | | 業経営基盤づくりの推進 | 20 | |
| ** | committee production | 表幹作物の安定生産に向けた取り組みの推進 ···································· | 20 | |
| | | 稲〉 | 20 | |
| | (1) | 高品質化の推進 | 20 | |
| | 2 | 需要や販路の開拓・拡大 | 20 | |
| | 3 | 高度化・省力化・低コスト化の推進 | 20 | |
| | 4 | 営農指導体制の強化 | 21 | |
| | (5) | 鳥獣被害の防止 | 21 | |
| | <畑 作> | | | |
| | 1 | 高品質化の推進 | 21 | |
| | 2 | 需要や販路の開拓・拡大 | 21 | |
| | 3 | 高度化・省力化・低コスト化の推進 | 21 | |
| | 4 | 営農指導体制の強化 | 21 | |
| | 5 | 鳥獣被害の防止 | 21 | |
| | (2) 希 | 圣営の複合化を図る振興作物の普及・定着の促進 | 22 | |
| | 1 | 安定生産の拡大 | 22 | |
| | 2 | 高品質化の推進 | 22 | |
| | 3 | 需要や販路の開拓・拡大 | 22 | |
| | (3) ‡ | 旦い手の育成・確保や女性・若手経営者の経営能 | 22 | |
| | 力區 | 旬上の仕組みづくりの推進 | | |
| | 1 | 地域の担い手の明確化と育成 | 23 | |
| | 2 | 農業後継者の計画的な育成 | 23 | |
| | 3 | 新規就農者の育成・確保と体制の構築 | 23 | |
| | 4 | 女性農業者の育成 | 23 | |
| | 5 | 認定農業者の育成 | 23 | |
| | 6 | 農地所有適格法人の育成 | 24 | |

| ⑦ コントラクター組織の育成 | 24 | | |
|-------------------------------|---------|--|--|
| ❸ 高齢者の農業支援 | 24 | | |
| (4) 生産基盤の整備事業の推進 | 24 | | |
| ① 基盤整備の推進 | 24 | | |
| ② 土地改良施設等の適切な整備と維持管理の推進 | 24 | | |
| (5) 農業施設の機能維持・長寿命化のための取り組み | 24 | | |
| の推進 | 30 20 0 | | |
| ① 資源向上の取り組みによる地域資源の保全 | 25 | | |
| ② 排水機場・排水路の適切な維持管理と整備要望 | 25 | | |
| (6) 担い手への農地の利用集積の促進 | 25 | | |
| ① 優良農地の確保 | 25 | | |
| ② 農地利用の促進 | 25 | | |
| ③ 耕作地の団地化 | 25 | | |
| ④ 農用地区域の見直し | 25 | | |
| (7) 加工、直売など6次産業化の取り組みを支援 | 25 | | |
| ① 農産物など地域資源の付加価値向上 | 26 | | |
| ② 地域のビジョンづくり | 26 | | |
| 2 消費者に信頼される産地づくりの推進 | 26 | | |
| (1) 環境保全型農業、安全安心な農産物づくりの推進 | 26 | | |
| ① 環境にやさしい農業 | 26 | | |
| ② 循環型農業の推進 | 26 | | |
| (2) 多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みの支援 | 27 | | |
| ① 地域資源の保全 | 27 | | |
| ② 農村環境の整備 | 27 | | |
| ③ 地域活動情報の積極的な発信 | 27 | | |
| (3) 都市農村の交流、食育活動などを通じた農業農村 | 27 | | |
| の情報発信を推進 | | | |
| ① 産地情報の発信 | 27 | | |
| ② 市民等の理解の促進 | 27 | | |
| ③ 生産者と消費者との絆づくり | 27 | | |
| | | | |
| 第8章 計画の推進体制 | 28 | | |
| 附属資料 1 :用語解説 | 29 | | |
| 附属資料2:新旧ビジョン構成比較 | 34 | | |
| 附属資料3:統計資料 | 36 | | |
| | | | |

第1章 美唄市農業ビジョンについて

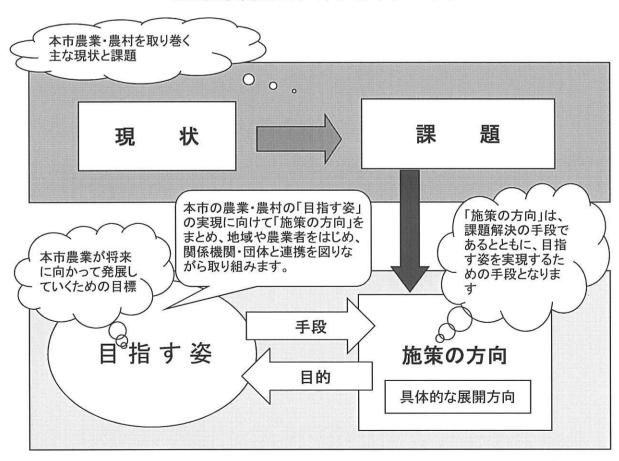
1 農業ビジョン策定の目的

美唄市は、行政面積の27,769へクタールのうち9,420へクタールを農地が占め、広大な耕地を生かして、本市基幹作物であり全道第4位の生産量を有する水稲を中心に、小麦、大豆、なたねなどの土地利用型作物と、アスパラガス、たまねぎ、ハスカップなどの野菜、果樹や花きなど様々な農産物を生産する道内有数の農業地帯となっています。

前計画の美唄市農業ビジョンは、農業情勢が大きく変化する中で、「びばい未来交響プラン」 (第6期美唄市総合計画)の前期基本計画(計画期間:平成23~27年度)を基に美唄市農業・ 農村の「目指す姿」を「力強い農業が営まれ、市民や消費者から信頼される産地」と定めて、平 成27年度を目標年度としてその実現に向けた施策の方向性をまとめ、これを基本として関係機 関や農業団体とともに農業施策の推進を図ってきました。

本ビジョンは、本年度から新たに「びばい未来交響プラン」後期基本計画(計画期間:平成28~32年度)がスタートしたことから、この計画を基本に平成32年度へ向けた美唄の農業・農村の目指す方向を取りまとめたものです。

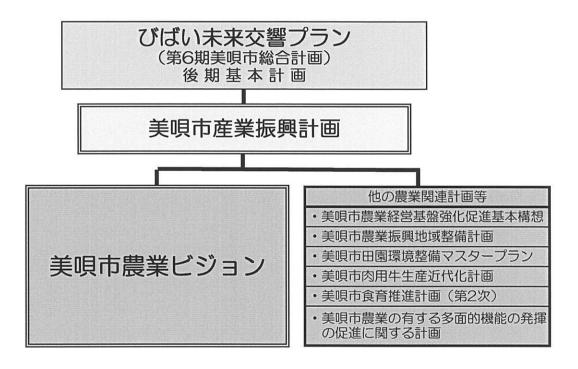
<美唄市農業ビジョンのイメージ>



2 農業ビジョンの位置づけ

美唄市農業ビジョンは、下図のとおり「びばい未来交響プラン」後期基本計画を上位計画、 「美唄市産業振興計画」を中間計画として、その下で農業振興策の具体的な推進方策等を明らか にするものです。

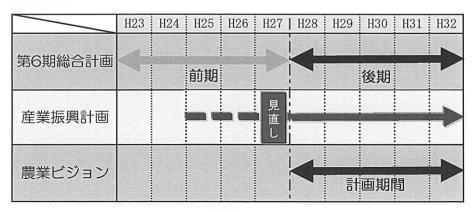
「びばい未来交響プラン」前期基本計画期間中には、ビジョン策定後に農業・商業・工業・観光の各産業とこれら産業が連携した振興方策をまとめた「美唄市産業振興計画」を策定しましたが、農業に関わる内容は既に策定済みのビジョンに委ねることとし、産業振興計画中に農業振興に関わる記載がありませんでした。後期基本計画のもとでは産業振興計画見直しの際に農業振興の基本的な内容は産業振興計画に盛り込んだ上で、本ビジョンではより具体的な施策の内容等を明らかにすることとしました。



3 農業ビジョンの計画期間

美唄市農業ビジョンの計画期間は、後期基本計画及び産業振興計画と同じ平成32年度までとします。

なお、社会情勢の大きな変化や上位計画の見直しがあった場合は、ビジョンの内容の見直しを 行う場合があります。



4 農業ビジョンの特徴

美唄市農業ビジョンは、「びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)」後期基本計画 (計画期間:平成28年度~32年度)、美唄市産業振興計画(平成25年度~平成32年度)を 上位計画とし、産業振興計画に掲げる『農業分野』に関する具体的な施策の方向を明らかにする ものです。

また、この農業ビジョンは、市をはじめ農業者や農業関係機関・団体などが、それぞれの役割 に即して取り組む共通の指針となるものです。

<関連する主な計画等>

| 173.27 02 011 2 57 | |
|--|-----------|
| ○ 食料・農業・農村基本計画 (農林水産省) | 平成27~37年度 |
| 〇 第5期北海道農業・農村振興推進計画 | 平成28~32年度 |
| 〇 北海道食の安全・安心基本計画 | 平成26~30年度 |
| 〇 どさんこ食育推進プラン(北海道食育推進計画第3次) | 平成26~30年度 |
| 〇 北海道クリーン農業推進計画(第6期) | 平成27~31年度 |
| 〇 北海道農業経営基盤強化促進基本方針 | 平成28年3月策定 |
| 〇 北海道農業振興地域整備基本方針 | 平成28年4月策定 |
| 〇 第7次北海道酪農•肉用牛生産近代化計画 | 平成28~37年度 |
| 〇 びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)基本構想 | 平成23~32年度 |
| 〇 びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)後期基本計画 | 平成28~32年度 |
| 〇 第4次国土利用美唄市計画 | 平成23~32年度 |
| 〇 美唄市過疎地域自立促進市町村計画 | 平成28~32年度 |
| 〇 美唄市人口ビジョン | 平成28年3月策定 |
| 〇 美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 平成27~31年度 |
| 〇 美唄市農業経営基盤強化促進基本構想 | 平成28~32年度 |
| 〇 美唄市農業振興地域整備計画 | 平成25年8月策定 |
| ○ 美唄市田園環境整備マスタープラン | 平成14年4月策定 |
| 〇 美唄市食育推進計画(第2次) | 平成27~32年度 |
| 〇 美唄市肉用牛生産近代化計画 | 平成28~32年度 |
| ○ 三笠・美唄広域鳥獣被害防止計画 | 平成28~30年度 |
| <参考とした計画等> | |
| 〇 JAびばい第9次農業振興基本計画 | 平成26~28年度 |
| O J A みねのぶ第9次地域農業振興計画 | 平成28~30年度 |
| O JANわみざわ地域農業振興計画 | 平成28~30年度 |
| | |

5 農商工連携の扱い

中間計画である美唄市産業振興計画は、農業・商業・工業・観光の各産業とこれら産業が連携した振興方策について明らかにしたもので、『農業振興』と別に地元農産物などの地域資源を活用した取り組みとして『農商工連携』の項目があります。この内容は農業とも関連性があることから、第4章「美唄市の農業を取り巻く課題」では、同計画中の『農商工連携』に関する記載内容を掲載しています。

3

第2章 農業をめぐる情勢

1 農業政策の動向

前計画の美唄市農業ビジョン策定以降、平成27年1月の日豪EPA発効や平成27年10月の TPP協定大筋合意など、我が国の農業にも大きな影響を及ぼす恐れのある国際貿易の動きが 活発化したほか、様々な国の政策の見直しや新たな制度の創設などが続き、情勢は大きく変化 しています。また、政策見直し内容の一部は今後順次施行されるものもあり、その影響を注視 しなければならない状況にあるほか、制度整備など対応が必要となっているものもあります。

特に農業経営にも大きな影響を及ぼす見直しは、平成25年12月に策定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において農林水産業の競争力を強化する産業政策と農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策を車の両輪として、農業・農村の所得を10年で倍増させることを目指し、①農地中間管理機構制度を創設し、担い手への農地の集積を促進する。②経営所得安定対策を見直し、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金を工程を設けて廃止し、いわゆるゲタ対策やナラシ対策は認定農業者を対象とする。③米政策では平成30年産を目標に行政による生産数量目標の配分を廃止する。④農地・水保全管理支払を多面的機能支払に組替えるほか、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援を継続実施してこれらによる日本型直接支払制度を創設する。といった4つの改革からなる新たな農業・農村政策が推進されています。

また、同プランは平成26年6月に改訂され、農業の成長産業化に資するため、農協、農業委員会及び農業生産法人の各制度の見直しを行うこととし、これら関係改正法が平成28年4月に施行されたことから、農業委員会については市町村の条例等の改正が必要となっており、本市においては、農業委員の次回改選期となる平成29年へ向けて新制度に沿った対応が必要です。

このほか、平成24年度からは地域の中心となる経営体を明らかにし、その経営体への農地の集積方法などを含めた地域農業のあり方等を定める「人・農地プラン」が制度化され、本市では各農協エリアごとに3つのプランを作成し、これに基づいて青年就農給付金や経営体育成支援事業などの事業を実施しています。

2 農産物生産等の状況

農産物生産では、本市基幹作物である水稲は平成23年産から5年連続豊作基調が続いているほか、平成22年産「ななつぼし」が北海道で初めて米の食味ランキングで最高ランクの「特A」となったのに続き、平成23年産から「ゆめぴりか」が、さらに平成26年産から「ふっくりんこ」を含めた3銘柄が連続して最高ランクに輝き、北海道米の道内食率は、北海道が目標とした85%を上回る90%前後で推移しています。

しかし、主食用米の需要量は、毎年全国で約8万トン減少する流れが続き、米の生産数量目標の配分も年々減少しています。平成27年産米で全国規模で初めて超過作付が解消されましたが、平成26年産米でこれまでにない水準にまで下落した米の価格は、翌平成27年産でやや回復したものの平成23~25年産のような水準までは戻っていないことから、稲作を主体とした農業経営には大きな影響を受けている状況にあります。

こうした中、国は平成27年3月末に閣議決定した、新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、飼料用米の生産拡大を明記するとともに、平成25年度実績の10倍となる110万トンの生産努力目標を掲げています。北海道においては、多収の飼料用米品種「空育181号」が開発され、普及拡大が見込まれています。

また、主要な転作作物である小麦では、秋小麦の「ホクシン」に代わって収量性が高い「きたほなみ」が導入され、本市でも平成23年産から本格的に作付されてきましたが、用途に応じて「ゆめちから」、春小麦の「春よ恋」など様々な品種が普及、生産されています。

第3章 美唄市農業の現状

1 農業経営基盤の状況(人、農地、作物)

本市農業の現状について、農林水産省が5年ごとに実施している農林業センサスなどの数値で比較すると、農地面積の推移は大きく変わらない中で、農家戸数が減少し、その年齢構成も高齢者が多くなっています。また、平均経営面積が拡大しています。

一方、地域農業の担い手確保の一つの形態であるコントラクター組織(作業受託組織)は、 新たな無人へリコプター防除組合が立ち上がるなど強化されましたが、法人化においては、一 戸一法人は増えたものの、複数戸で組織された法人は、法人化へ向けた検討や研修は行われて いますが、全く増えていない状況にあります。

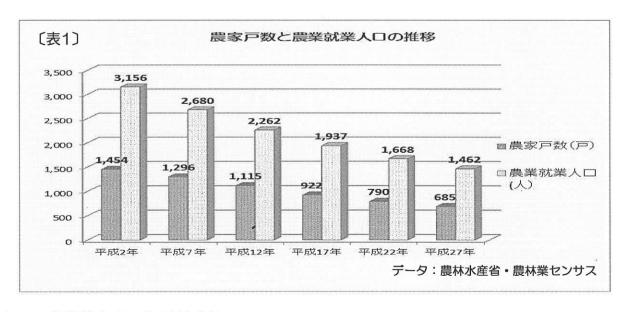
一方、本市では遅れていた農地の基盤整備事業は国営、道営の事業採択が続いたほか、団体 営の基盤整備事業の実施もあり生産条件の改善が進みつつあります。

(1) 農家戸数と農業就業人口等の推移

平成27年の農家戸数は685戸〔表1〕で、5年前の平成22年からは13.3%、25年前の平成2年との比較では52.9%減少しているほか、農業就業人口は1,462人で、同様に比較すると5年間で12.4%、25年間で53.7%の減少となっており、四半世紀で農家戸数、農業就業人口とも半減しています。

こうした状況は、北海道も同様で平成2年に比べ、農家戸数は9万5千戸から4万4千戸へ53.8%、農業就業人口は21万6千人から9万6千人弱へ55.7%減少しています。

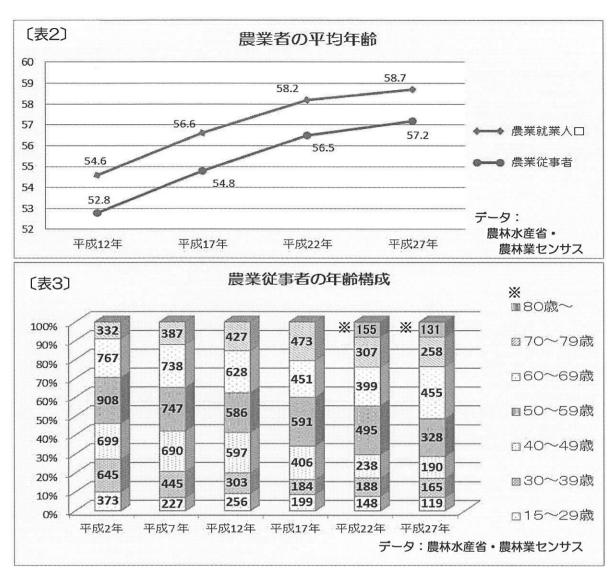
一方、国勢調査結果では本市人口は、平成2年35,176人、平成22年26,034人、平成27年23,048人と推移しており、減少率は5年間で11.5%、25年間で34.5%となっていることから農業における減少割合は人口減少よりも大きな変化となっています。



(2) 農業従事者の年齢構成等

農業従事者の年齢構成を概ね10歳刻みで比較〔表3〕すると、割合が多い階層は平成2年は50歳代が24.4%、次いで60歳代が20.6%でしたが、平成27年は60歳代の約27.6%が最も多く、次いで70歳以上が23.6%となっています。

また、農業従事者の平均年齢は、〔表2〕のとおり各センサス公表毎に上昇が続いていますが、高齢農家の離農もあり5年後との上昇幅は、やや縮小傾向にあります。農業就業人口の平均年齢も同様の傾向となっています。



※ 「80歳~」の区分は、平成22年の調査から項目が設けられました。それ以前のセンサス調査では「80歳~」は「70歳~」の中に含まれています。

(3) 農地の利用集積、経営規模拡大と基盤整備

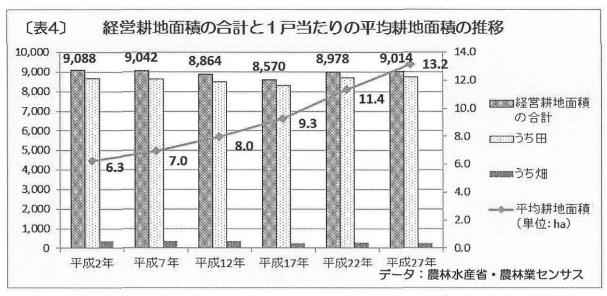
本市の農家戸数が減少する一方、経営の安定に向けて規模拡大を指向する農家が多く、農地の流動化(売買や賃貸による農地の移動)が進んでいます。

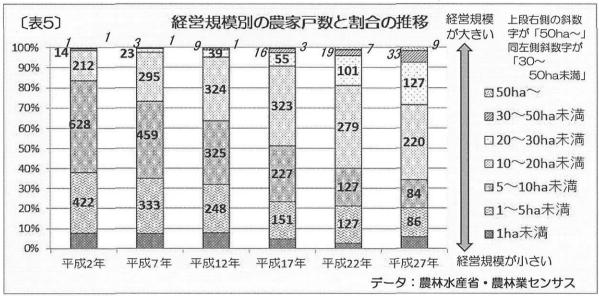
経営規模別の農家戸数の推移〔表5〕をみると、平成2年は、10ヘクタール未満の経営が全体の83.6%を占めていましたが、平成27年はその階層が35.0%に減り、10から20ヘクタール未満の階層が220戸、36.9%で最も多く、次いで多いのが20から30ヘクタール未満の127戸、21.3%となっているほか、平成2年にはわずか2戸しかなかった30ヘクタール以上の経営が42戸、7%を占め、個々の経営面積の拡大が進んでいます。

この結果、平均経営面積〔表4〕は平成2年は6.3ヘクタールでしたが、戸数減少と農地の利用集積により年々上昇し、平成27年では13.2ヘクタールと倍以上に拡大しています。

担い手への農地の利用集積が円滑に進み、効率的な経営により経営安定が図られるよう、生産は場条件を改善する基盤整備事業を積極的に進めており、市内各所で国営農地再編整備事業や道営農地整備事業による農地基盤整備が進められています。

また、こうした生産を支える農業揚水施設や農業用排水路、排水機場施設の機能の維持保全や長寿命化の取り組みが進められています。





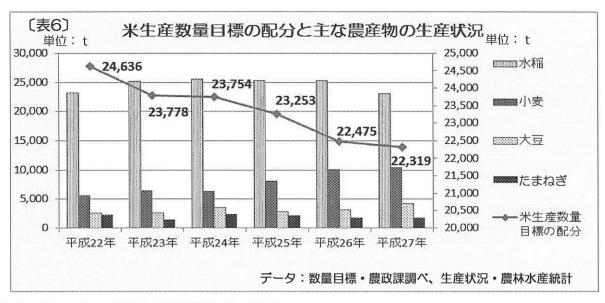
(4) 土地利用と作物の生産状況

本市においては、農地のほぼ全てが有効に活用され、耕作されています。耕作放棄地は、2015(平成27)年農林業センサスでは、全国で42万ヘクタール発生し、耕地面積の12.3%に達していますが、本市の場合、平成20年の耕作放棄地全国調査以降、延べ3.8ヘクタール(耕地面積の0.04%)の耕作放棄地がありましたが、耕作再開の事業や基盤整備事業等によりその7割超が既に解消、あるいは解消見込みとなっています。

営農形態は土地利用型作物の水稲、小麦、大豆などの作付けが大きな面積を占め、規模が大きい経営では大型のトラクター、コンバインなどの機械力を利用するとともに、水稲直播を導入するなど効率的でコスト低減を目指した農業が取り組まれています。

さらに、たまねぎ、アスパラガス、メロン、トマトなどの園芸作物や果樹のハスカップ、花きなどの生産や肉牛の肥育も行われており、複合的で安定した農業経営を目指しています。

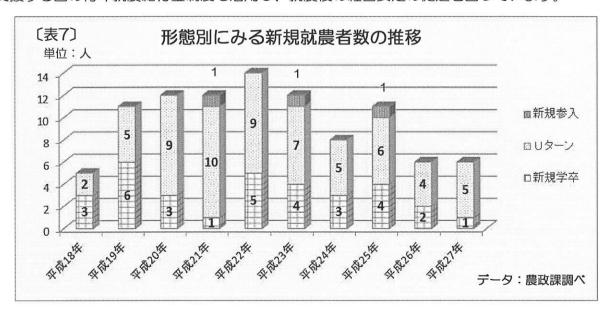
本市農業の基幹作物である水稲は、食生活の多様化や人口減少などにより、米の需要量が全国ベースで毎年約8万トン減少しており、各市町村単位に配分される主食用米として作付けができる米の生産数量目標は毎年減少しています。こうした中、国は新たな「食料・農業・農村基本計画」で、飼料用米の生産拡大を明記し支援策を講じており、整備された水田の機能や生産設備をフルに活用し、国産家畜飼料の確保・食料自給率の向上にもつながる飼料用米の作付けが増えています。



(5) 担い手の確保と新規就農者の推移

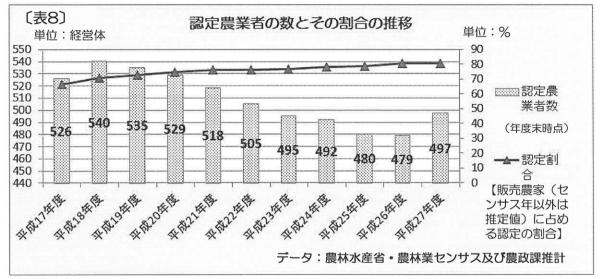
農家戸数の減少が続いていますが、毎年、新規学卒やUターンによる新規就農があるほか、 農家関係以外からの新規参入による就農もあります。毎年平均して10人ほどの新規就農があ ります。

地域の農業の振興発展を図る上で、新規就農者の確保と就農後の営農技術や経営能力の向上、さらに経営開始後の経営安定を図ることが重要な課題となっていることから、本市では、農業後継者及び生産組織の育成等により農業の振興を図ることを目的とした「美唄市農業振興基金」を活用し、後継者が経営に意欲を持って農業に従事できるよう、研修事業等を支援しています。このほか、独立自営により農業経営を開始した新規就農者の経営が軌道に乗るまでを支援する国の青年就農給付金制度も活用し、就農後の経営安定の促進を図っています。



(6) 経営改善の取り組みと農業経営の安定

自らの農業経営の改善を図り発展を目指そうとする農業者の経営改善計画を市町村長が認定し、様々な支援策を講じて経営改善の実現を目指す「認定農業者制度」に基づき、制度創設の平成7年度から対象者を支援してきたところですが、平成27年度からは国の支援の対象が認定農業者に集中することとなったため、農協などと連携し認定の促進を図ってきたところです。こうしたことにより農家戸数は減少しているものの、認定割合は上昇し、5年ごとに実施の農林業センサス数値を基とした試算〔表8〕では毎年認定率が上昇しています。



※ 「平成27年度」の販売農家数は、2015(平成27)年農林業センサス(平成26年2月1日)から1年後の販売農家数が不明なため、前年数値をそのまま使用し、認定割合も求めている。この試算方法では、平成27年度の認定割合は「80.4%」となる。

2 産地としての取り組み状況

農業は人間の生活に欠かせない食料を生産し供給する産業であり、自然の恵みを未来へ継承しながら消費者の皆さんに対して責任を持って安全・安心で美味しい作物や肉製品、乳製品を提供していく職業です。生産は農地を耕して作物を生産供給する耕種型農業や牛・豚・鶏などを肥育し肉や乳製品などを供給していく畜産農業など様々な形態があり、本市でも複合的な農業が営まれています。

また、農業を営む農地や農村は、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」=「多面的機能」を有しています。国はその経済的価値は全国で年額6兆9千億円に及ぶと試算しています。

こうした考え方を基に、国は、平成27年3月に公表した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を両輪とした改革を進めることとしています。

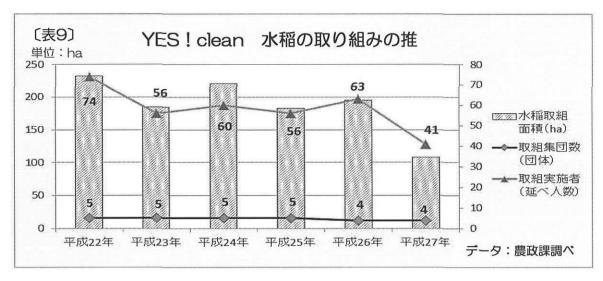
地域資源維持や環境保全に資する「多面的機能支払制度」、「環境保全型農業直接支援対策」、「中山間地域等直接支払対策」の取り組みも平成26年度からは「日本型直接支払制度」の基で取組む制度へと移行しています。

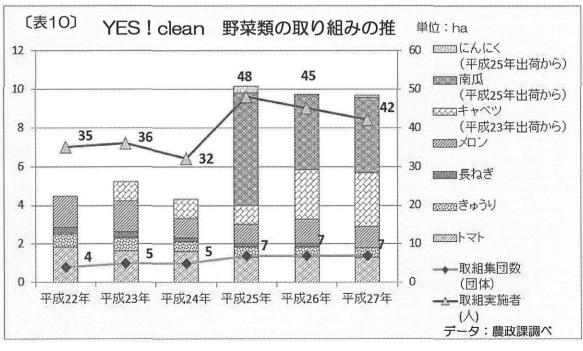
本市農業は、食料供給産業としての使命に加え、多面的機能など社会的な資源を未来へつなぐ役割を担いながら信頼される産地づくりの取り組みを進めています。

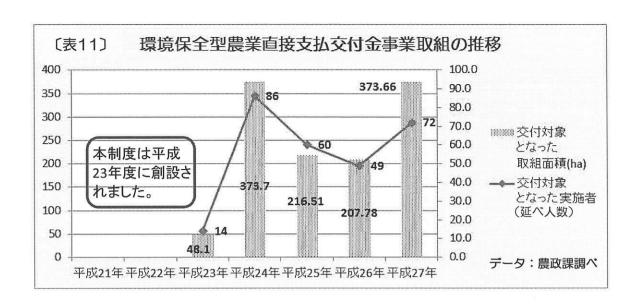
(1)安全・安心な農産物づくりの推進

元々冷涼な気候で農薬使用が少ないと言われる北海道農業ですが、農薬や化学肥料の不使用 あるいは使用削減を明確な基準で示すことができる認証制度としては、有機農産物や北海道が 実施している「北のクリーン農産物表示制度」(通称=YES! clean イエスクリーン)など があり、本市では水稲生産でイエスクリーンの取り組みを行う生産組織〔表9〕が多いほか、 野菜は取り組む作物の種類〔表10〕が増えています。

また、日本型直接支払制度の一つである、環境に優しい営農活動を行う「環境保全型農業直接支援対策」も土づくりなどに加えて使用する農薬と化学肥料を5割削減する取り組みを必須要件に含んでいることから、安全・安心な農産物づくりにつながっており、今後も取り組みが増えていくと見込まれています。





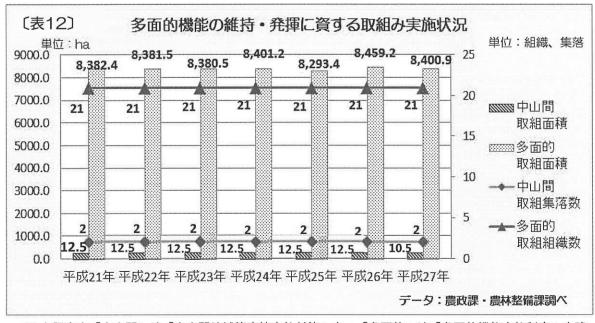


(2) 地域資源や多面的機能保全の取り組み

水田には水を張ることで地表面の気温上昇を抑える地球温暖化防止や雨水などを蓄えることによる洪水調節といった効果が元々あり、普段の営農によってそうした機能が維持、発揮されてきましたが、転作の実施により畑として利用する水田も多くなったことや農家戸数の減少や集落の維持自体が難しい中山間地が増えたことなどにより全国的に耕作放棄地が増える傾向にあります。

このため、国は集落単位や生産者が市民とも連携して地域の資源である農道、水路、農地の維持を行うほか、地域の課題を解決して営農を持続し、耕作放棄地発生の防止や解消が進むよう、「多面的機能支払制度」、「中山間地域等直接支払対策」を市町村や都道府県とともに負担しあって支援を行っています。

本市では、ぞれぞれ制度が創設された年から取り組みが始まり、現在、多面的機能の取り組みが21組織、第4期対策となった中山間の取り組みが2集落によって継続され、その機能の維持と発揮に努めています。



※ 上記表中「中山間」は「中山間地域等直接支払対策」を、「多面的」は「多面的機能支払制度」を略 して表示しています。

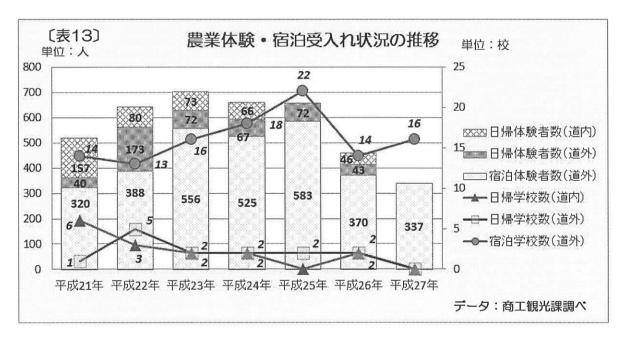
(3) 都市・農村の交流と情報発信

市民や消費者の皆さんの農業・農村に対する理解促進や農産物に関する情報発信、さらには市民や消費者の皆さんの要望や意見などを伺い農産物の需要動向や農業・農村に対する期待などを把握し、皆さんに信頼される産地を目指すため、情報交換や交流が重要となっています。

本市では平成10年ころから「郷里の味なかむらえぷろん倶楽部」、「美唄グリーン・ツーリズム研究会」、「美唄こめこ研究会」、「直売所ぴぱま~と」など、営農のための組織とは別の商品開発、都市と農村の交流、高付加価値化、直売などを取り組む組織が次々と立ち上がっています。

これらの組織による修学旅行生などの農家民泊受け入れが定着しているほか、様々な農産物加工品が商品化されお米や新鮮野菜とともに直売所やアンテナショップ、JAの朝どり野菜コーナーなどで美唄産農産物として販売されています。

また、地元の高校生による美唄産農産物を利用した商品開発、JA祭での消費者交流、食育推進など、様々な形で美唄の農業・農村の情報発信が行われています。農道離着陸場も市民に開かれた農業関連の本市の財産として利活用の促進を図っています。



第4章 美唄市の農業を取り巻く課題

1 強い農業経営基盤づくり

本市の農業経営を巡っては、農家戸数の減少、高齢化が進んでいることや、国の担い手農家に対する支援措置が認定農業者等に集約されていることから、認定農業者等の経営改善の取り組みを一層推進する必要があるほか、経営規模の拡大に伴い、効率的で安定した農業経営を行うため水稲直播の普及や先進農業技術等の導入推進も図っていく必要があります。

また、農家による6次産業化の取り組みを推進し、複合的で高収益な農業経営となるよう、女性や高齢者による農産物加工や高収益作物の導入、営農組織や加工グループの法人化の検討も必要です。

さらに、生産基盤整備を進めていますが、排水不良などにより、基盤整備を必要とする地域が まだあるほか、農業用用排水路施設の経年劣化が進み、機能維持や長寿命化などの早急な対応が 求められています。

(1)担い手確保と経営安定の推進

① 新規就農者の確保と育成

農家戸数は、平成17年度以降この10年間で農家戸数が237戸減少していますが、将来、農業経営を継いでいく柱となる新規就農者数は98名で、各農協が振興計画策定に向けて実施したアンケート調査で「後継者がいる」とした割合は、25%程度となっています。後継者を輩出する農家戸数自体が減少傾向にある上、少子化傾向にあることから、農家子弟の新規就農者を確保することに加え、新規参入を含めた新規就農者対策や、就農した若い農業者を地域で育成していく仕組みづくりが必要となっています。

また、農家戸数の減少は地域コミュニティの維持にも大きな影響があるほか、地域のライスセンターや共同作業組織などの構成員の減少にもつながり、施設運営や共同作業を継続していく面でも課題や懸念が生じるといった影響があり、担い手の確保・育成は急務となっています。

② 経営改善の推進と法人化等の検討

国の担い手農家に対する支援措置が認定農業者等に集約される方向にあります。このため、 将来的に農業を継続していく生産者個々の経営改善や経営発展の取り組みを支援し、経営の安 定化と継続を図っていく必要があります。

また、労働力不足への対応や農産物を加工し付加価値を高める6次産業化を含めた複合化による経営の体質強化にむけ、複数戸が共同した経営の法人化や、コントラクター組織を利用した作物生産、農業機械施設の共同利用など地域や集団が連携し横断的な取り組みを強化するなど、経営の在り方を考えていく必要があります。

さらに、より施設運営の強化を図り持続していくには、施設や組織の再編を含めた、将来的な運営体制の検討も必要と言えます。

③ 大規模経営の効率化・安定化の推進

経営規模の拡大が加速する傾向にあることから、効率的で安定的な経営の確立を図るため、水稲直播の導入など労働力集中の分散を図るとともに省力化・低コスト化の取り組みを推進する必要があります。既に美唄では直播研究会が長年にわたる研究の中で様々な技術課題を解決し蓄積したノウハウがあるほか、直播に必要な機器の開発、整備も進んでおり、研究会を中心に、より一層の普及拡大が進むよう関係機関・団体も連携を図っていく必要があります。

また、労働力不足を補完するとともに農業経営の効率化、高度化を推進し生産性の向上につながるICT技術を利用した先進農業技術の活用推進も必要です。各研究会が行っている調査研究の成果等を基に日々進歩するこれら技術について、多くの生産者が利用可能な運用しやすいもの、将来にわたって利用可能で維持が容易なものといった視点などから美唄における利活用の姿を考えていく必要がります。

(2) 生産基盤の整備等

市内各所で基盤整備事業が進行中ですが、農業経営の安定化を図る上で、生産ほ場の条件改善が必要であり排水不良などにより基盤整備を必要とする地域がまだあることから、これらの基盤整備を促進していく必要があります。

また、排水路やその横断管の経年劣化が進んでいることから、平成26年度に状況調査に基づいた維持補修の整備計画を策定し、計画的な改修を行っているほか、排水機場も毎年計画的に改修し機能維持や長寿命化を図っていますが、抜本的な改修・改築は事業規模が大きいことから国による整備計画が早期に策定されるように働きかけをより一層強めていく必要があります。

このほか、団体営事業や多面的機能支払交付金による取り組みも推進しながら生産基盤や生産を維持する地域資源の保全に努めていく必要があります。

(3) 作物の安定生産と産地確立

基幹作物である水稲をはじめ、小麦、大豆、たまねぎ、アスパラガス、ハスカップなどそれ それの栽培技術の向上や生産条件の改善を図るとともに、栽培上の課題研究や新品種・新資材 の利活用など美唄市農業試験ほ場も活用しながら地域の課題解決を図り、安定した農業経営の 確立を図っていく必要があります。

また、市民や消費者の皆さんに信頼され支えられる産地として発展していくため、環境保全やクリーン農業の取り組みを一層推進し、信頼される産地として責任を持った農産物を持続的に供給していく責任があります。

さらに、生産物を加工して付加価値を高めるなど農家による6次産業化の取り組みを推進 し、より複合的で高収益な農業経営となるよう、女性や高齢者による農産物加工や高収益作物 の導入、営農組織や加工グループの発展を目指した法人化の検討も必要となっています。

このほか、農産物を鳥獣被害から守り安定供給のため効率的、効果的な鳥獣被害対策の実施が必要となっています。

2 消費者に信頼される産地づくり

本市農業が産地としての強みを発揮するため、農産物の品質向上や生産数量の確保を図るとともに、消費者が求め経営安定につながる振興作物の検討も必要です。

また、市民の皆さんへ潤いのある生活空間などをもたらす農業・農村の有する多面的機能を将来にわたって維持・発揮していくため、こうした機能や役割が市民に理解されるよう情報発信していく必要があります。

このほか、食育推進やクリーンな農産物の生産、地産地消の取り組みなどを通じて、消費者の 信頼のもと産地としての振興を図っていくとともに、農産物の安定供給のためにもより効率的、 効果的な鳥獣被害対策の実施が必要となっています。

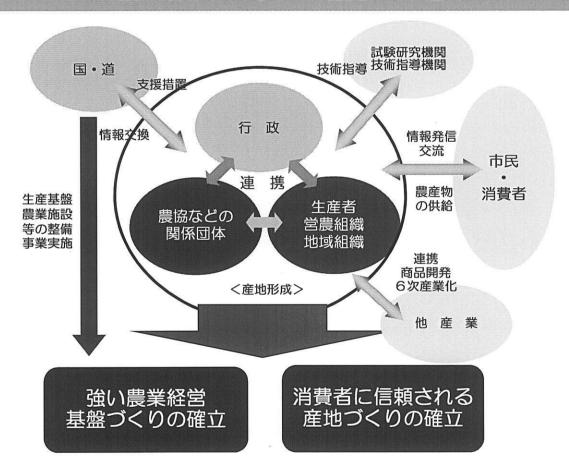
(1) 地域資源と情報発信

美唄市の特徴である広大な農地と防風林など、農業・農村の有する水源・潤い・防災・環境保全・レクリェーションなどの多面的機能は市民の皆さんの暮らしや生活空間に豊かさや安全をもたらすことから、こうした多面的機能を市民の理解と協力のもとで将来にわたって維持・発揮していくため、情報発信していく必要があります。

このほか、クリーンな農産物生産や直売所運営などを通じた消費者との交流、家庭・学校や 食育に取り組むグループをネットワーク化した食育、地産地消の活動を推進するとともに、 様々な取り組みの情報を積極的に発信して、消費者の信頼のもと産地としての振興を図ってい くことが必要となっています。

各農協や農協の青年部・女性部、生産組合などが取り組む消費者との交流や農村にある生産施設、集出荷施設、貯蔵施設さらには農道離着陸場などの地域資源の見学や情報発信など農業・農村により一層触れ合い、親しむ機会の提供を増やしていく取り組みも必要です。

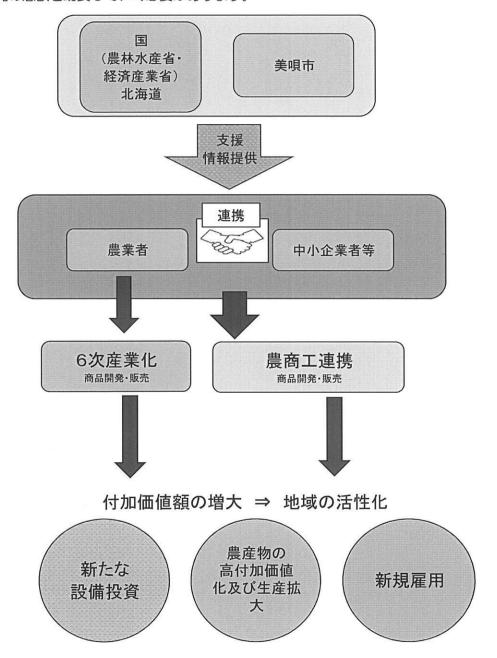
農業振興に向けた連携の仕組み



〇 農商工連携

美唄市には米、麦、大豆のほかアスパラガスやハスカップ、クルミなど特色のある農産物がありますが、これらの地域資源を活用した農商工連携や6次産業化の取り組みを進めるため、1次、2次、3次産業の互いの強みを活かすことが重要です。

このため産業間の交流や市民との交流の機会や、また他地域での取り組みを紹介する機会を設けるとともに、国、道、市の支援策を広く周知することにより美唄の農産物を活用した新たな商品開発の意欲を助長していく必要があります。



第5章 農業・農村施策の基本方針

1 美唄市農業の目指す姿

目指す姿

力強い農業が営まれ、市民や消費者から信頼される産地となっています

青年、女性などが参加し、安定した力強い農業経営により安全・安心な農産物が供給されるとともに、多面的機能が市民生活に潤いと憩いを提供し、市民や消費者から信頼される産地となっています。

2 施策の基本方針

(1) 強い農業経営基盤づくりの推進

米、麦、大豆などの基幹作物や振興作物の安定生産を図っていくことを基本に、さらに 所得の向上へつなげるため農協が振興作物に位置づけるアスパラガスやハスカップなどの 一層の生産振興や、収益性の高い野菜や花き、さらには畜産の振興も図るなど新たな作 物、形態も取り入れた経営の複合化を推進します。

また、加工や産直販売、ブランド化など高付加価値化、差別化を図る6次産業化の取り組み、先進農業技術の導入などを支援し、農業経営の体質強化と安定化を図っていきます。

生産性の向上と担い手農家への農地の集積など経営安定に資する基盤整備事業については、事業促進し、生産条件の改善、向上を図るほか、農業用用排水施設の長寿命化や必要な改修等が事業化されるよう国に働き掛けるなど、安定的な農業生産が持続可能な環境づくりを進めます。

さらに、女性や若手農業者の経営感覚の向上や営農技術の向上、農業機械等の操作資格の取得などを支援するほか、新規就農につながる農業体験、農業研修の仕組みづくりを進めていくこととし、これら各種の取り組みを本市の農業関係団体などと連携して推進していきます。

(2) 消費者に信頼される産地づくりの推進

地元市民にも求められる安全・安心な農産物づくりを一層広めていくため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の取り組みや環境保全型農業の取り組みを継続して支援するほか、それらの活動を通じて市民の美唄農業に対する理解促進を図り、市民が応援団となって美唄産農産物・美唄ブランドの農産物などのPRや地産地消に取り組む環境づくりを進めていきます。

また、食育の実践活動、都市と農村の交流などの場面でも市民や消費者、生産者との結びつきを深め、美唄市農業の情報発信に努めて、信頼され支持される産地として発展を目指していきます。

支えられた産地の形成市民や消費者の信頼に

く農業ビジョンの目指す姿と施策の方向>

地域や農業者をはじめ、関係機関・団体と 連携を図りながら取り組んでいく

目指す姿

力強い農業が営まれ、 市民や消費者から信頼される産地

生産振興、生産条件整備

クリーン農業、食育推進

多面的機能の維持・発揮

強い農業経営基盤づくり

消費者に信頼される産地づくり

- 基幹作物等の安定生産
- -経営の複合化
- ・担い手育成・確保
- 生産基盤の整備
- -農業施設の長寿命化
- ・農地の利用集積 など

関係機関・団体との連携

- 環境保全型農業の推進
- 都市と農村の交流
- 直売、地産池消の取組み
- ・食育活動の推進・実践
- ・農業・農村の情報発信
- ・6次産業化 など
 - 市民・消費者との交流

- 多面的機能支払の推進
- 中山間地域支援の推進
- 多面的機能の情報発信
- 地域資源の維持管理

など

地域組織の連携・活動

農業・農村の振興、発展

びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)後期基本計画から抜粋

第6章 農業・農村施策の体系

強い農業経営基盤づくりの推進 1 -(1) 基幹作物の安定生産に向けた取り組みの ①高品質化の推進 推進 ②需要や販路の開拓・拡大 ③高度化・省力化・低コスト化の推進 ④営農指導体制の強化 ⑤鳥獣被害の防止 (2) 経営の複合化を図る振興作物の普及・定 -①安定生産の拡大 ②高品質化の推進 着の促進 ③需要や販路の開拓・拡大 ①地域の担い手の明確化と育成 - (3) 担い手の育成・確保や女性・若手経営者 の経営能力向上の仕組みづくりの推進 ②農業後継者の計画的な育成 ③新規就農者の育成・確保と体制の構築 ④女性農業者の育成 - ⑤認定農業者の育成 - ⑥農地所有適格法人の育成 - ⑦コントラクター組織の育成 | 8高齢者の農業支援 - (4) 生産基盤の整備事業の推進 ①基盤整備の推進 ②土地改良施設等の適切な整備と 維持管理の推進 - (5) 農業施設の機能維持・長寿命化のための ①資源向上の取り組みによる地域資源の保全 取り組みの推進 ②排水機場・排水路の適切な維持管理と整備 要望 (6) 担い手への農地の利用集積の促進 ①優良農地の確保 ②農地利用の促進 - ③耕作地の団地化 ④農用地区域の見直し - (7) 加工、直売など6次産業化の取り組みを ①農産物など地域資源の付加価値向上 - ②地域のビジョンづくり 支援 2 消費者に信頼される産地づくりの推進 -(1) 環境保全型農業、安全安心な農産物づく ①環境にやさしい農業 ②循環型農業の推進 りの推進 - (2) 多面的機能の維持・発揮に向けた取組み -①地域資源の保全 ②農村環境の整備 の支援 - ③地域活動情報の積極的な発信 -(3) 都市農村の交流、食育活動などを通じた ①産地情報の発信 農業農村の情報発信を推進 ②市民等の理解の促進 ③生産者と消費者との絆づくり

第7章 農業・農村施策の展開方向

1 強い農業経営基盤づくりの推進

(1) 基幹作物の安定生産に向けた取り組みの推進

基幹作物である水稲や小麦、大豆などの畑作物の生産は、なたねなども取り入れて輪作体系の確立を図るとともに有機質資源を活用した土づくりを推進するほか、農業生産工程管理(GAP)や農産物情報の発信にも努め、消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給する取り組みを推進します。

また、栽培技術の高位平準化を図り農産物の品質と収量の確保に努めるとともに新たな作物の導入を推進します。

<水 稲>

① 高品質化の推進

- 土壌分析に基づく適正な肥培管理による高品質米生産の技術確立推進
- 基盤整備による大規模ほ場の生産機能の維持管理の徹底
- ・ 美唄市農業試験ほ場を活用し、美唄における栽培条件や技術の確立、課題解消 の取り組みを推進
- 米トレーサビリティシステムの継続
- 地域や作物の特性に応じたGAPに基づく生産・出荷などの取り組みの推進

② 需要や販路の開拓・拡大

- 環境保全型農業やイエスクリーンの取り組みと合わせた差別化を図った米生産 の推進と拡大
- 「ゆめぴりか」、「おぼろづき」、「ふっくりんこ」などの高品質・良食味米と用途別の米生産の推進や販売体制の強化
- 飼料用米を組み合わせた水田のフル活用と所得の確保
- 雪零温貯蔵などの既存技術を活用した差別化や大型均質ロット調製能力を活用 した産地指定率の向上

③ 高度化・省力化・低コスト化の推進

- ICT技術を活用した生産体制の高度化と効率的な農作業の実施体制の推進
- 土壌診断結果に基づく生産資材等の適正使用の推進
- 省力化や規模拡大に対応できる水稲直播栽培技術等の定着・拡大
- ・ 労働負担の軽減や機械経費の削減等に向けた農作業機械・施設などの共同利用 化や組織化の推進
- 労働負担の軽減や機械経費の削減等に向けて既存施設・機械などを活用した農 作業受委託の促進

- 農作業受委託の効果的・効率的な調整の推進
- ④ 営農指導体制の強化
 - 農業者の経営管理能力の向上を図るため、営農指導や販売体制を強化
- ⑤ 鳥獣被害の防止
 - 鳥獣被害防止計画に基づき(一社)北海道猟友会美唄支部や関係機関・団体等 との連携による被害防止に向けた取り組みの推進

<畑 作>

- ① 高品質化の推進
 - 栽培マニュアルの整備などによる栽培技術の高位平準化
 - 美唄市農業試験ほ場を活用し、美唄における栽培条件や技術の確立、課題解消 の取り組みを推進
 - ・ 輪作作物としてのなたね・大豆作付の推進や田畑輪換など本市の自然条件等に 適応した持続的な輪作体系等の確立
 - 緑肥や堆肥の活用による土づくりの推進
 - トレーサビリティシステムの導入・定着の促進
 - 地域や作物の特性に応じたGAPに基づく生産・出荷などの取り組みの推進
- ② 需要や販路の開拓・拡大
 - 実需のニーズに即した小麦優良品種の安定供給体制の構築
 - 環境保全型農業やイエスクリーンの取り組みと合わせた差別化を図った畑作物 の生産の推進と拡大
- ③ 高度化・省力化・低コスト化の推進
 - ICT技術を活用した生産体制の高度化と効率的な農作業の実施体制の推進
 - 土壌診断結果に基づく生産資材等の適正使用の推進
 - 労働負担の軽減や機械経費の削減等に向けた農作業機械・施設などの共同利用 化や組織化の推進
 - ・ 労働負担の軽減や機械経費の削減等に向けて既存施設・機械などを活用した農 作業受委託の促進
 - 農作業受委託の効果的・効率的調整の推進
- ④ 営農指導体制の強化
 - 農業者の経営管理能力の向上を図るため、営農指導や販売体制を強化
- ⑤ 鳥獣被害の防止
 - 鳥獣被害防止計画に基づき(一社)北海道猟友会美唄支部や関係機関・団体等 との連携による被害防止に向けた取り組みの推進

• 地域農業との共存を図るため、関係機関などと連携して宮島沼に飛来するマガンによる小麦食害対策の継続実施

(2) 経営の複合化を図る振興作物の普及・定着の促進

安定した農業経営を持続するため、水稲、小麦、大豆などを中心とした大規模経営に取り組むほか、野菜、花きなどの園芸作物や家畜などによる複合経営も必要な取り組みであり、既存作物に加え所得確保につながる新たな作物の検討、導入を進めるとともに新規に振興作物生産を行う農業者が栽培に取り組みやすい環境づくりを推進します。

① 安定生産の拡大

- 新たな作物の選定と導入推進に向けた体制づくりの推進
- 新規栽培農業者も安定的に取り組める栽培技術指導体制の強化
- 定植や収穫時期の労働ピーク時における労働力を確保するたのシステムづくり
- 農業改良普及センター等との連携による新品種・新技術試験の実施
- 栽培マニュアルや経営シミュレーションを整備するなど誘導推進体制を強化
- JA生産販売計画等に基づく作物振興の普及・拡大に向けた関係機関・団体の 連携強化

② 高品質化の推進

- 生産組合などの組織育成・強化による栽培技術の高位平準化
- 市場評価の確保を図る集出荷体制の構築
- トレーサビリティシステムの導入・定着の促進
- 有機質堆肥の投入による土づくりの推進

③ 需要や販路の開拓・拡大

- 相対取引の拡大、ネット販売の推進など多様な販路の開拓
- 市民に親しまれる野菜の生産拡大と地産地消の促進
- 農産物の差別化や高付加価値化など販売戦略の構築

(3) 担い手の育成・確保や女性・若手経営者の経営能力向上の仕組みづくりの推進

国の担い手育成支援策の基本となる人・農地プランを定期的に見直し、プランに基づいた支援策の活用を図るとともに、本市農業・農村の情報を発信しながら農業後継者や農村女性、高齢者等の活動を支援するなど、新規就農者をはじめとする地域農業を支える意欲ある多様な人材の育成・確保の取り組みを推進します。

また、後継者や女性が経営などに参画しやすい環境づくりを進めるほか、高齢者の知恵 や経験などが活かせるような場づくりを進めます。

① 地域の担い手の明確化と育成

- ・ 人・農地プランの定期見直しの実施とプランに位置づけられた担い手への支援の実施
- 国の「青年就農給付金」等を活用した自立経営開始担い手の経営安定の促進

② 農業後継者の計画的な育成

- 農業後継者の研修や技術習得などを支援する基金事業の活用推進
- 美唄市農業士連絡会と連携した農業士・指導農業士の育成や青年農業者等の活動を促進する取り組みの推進
- 農業に従事する後継者の農業経営への参画を図る家族経営協定の締結を促進

③ 新規就農者の育成・確保と体制の構築

- 将来を見据えた新規就農者確保のあり方の検討と就農支援体制の構築の推進
- ・ 北海道農業担い手育成センターと連携して、新規参入者等の多様な経営体への 情報発信や相談活動を推進
- 美唄における新規参入による経営パターンの具体化と条件整備の検討
- 美唄市農業士連絡会と連携した農業研修受入の支援や地域農業のリーダー養成 の推進

④ 女性農業者の育成

- ・ 女性農業者の経営管理能力や農業生産、加工販売などの技術習得のための研修 会の開催や情報提供の推進
- 農産物加工の取り組み、商品化やブランド化などを図る女性グループ活動の支援
- 男女共同参画に向けた意識啓発などを進め、女性農業者が経営や社会活動に参画しやすい環境づくりの推進
- 各種協議会の委員や農業団体、生産集団における女性委員や役員の登用の積極 的な推進と実現状況の確認
- 農業に従事する女性農業者の農業経営への参画を図る家族経営協定の締結を促進

⑤ 認定農業者の育成

- 認定農業者の経営改善への取り組みを支援し、フォローアップ活動を推進
- 「新たな農業経営指標」など経営状況の客観的な把握と改善計画達成のための 取り組みの具体化
- 農業機械・施設の整備等の支援を計画的に推進
- 担い手農業者に対する関係機関・団体の支援、相談の連携強化

⑥ 農地所有適格法人の育成

- 農地所有適格法人の育成に向けた研修会開催などの支援体制を強化
- 農地所有適格法人の活動の安定的な推進に向けた相談・支援体制の強化

⑦ コントラクター組織の育成

農作業受託組織の育成や作業受委託の調整を支援

⑧ 高齢者の農業支援

- 高齢者の豊富な知識や経験、技術等を活かせる機会づくりの推進
- 高齢農業者の経営継承などが円滑に行うことのできる仕組みづくりの検討

(4) 生産基盤の整備事業の推進

生産性の向上や安定的な生産、生産コストの低減、農作業の省力化・効率化、担い手への農地利用集積を図るため、ほ場の大区画化や用排水路・農道の整備、客土による土層改良や地下かんがい機能を備えた暗渠排水などの生産基盤の整備や農業水利施設等の適切な維持管理や長寿命化を進める土地改良事業などを農村環境が果たす多面的機能にも配慮しながら計画的に推進します。

また、受益農業者の負担軽減対策も継続します。

① 基盤整備の推進

- 国営農地再編整備事業及び道営農地整備事業の推進
- 団体営事業(耕作条件改善事業等)による基盤整備の推進
- 国の「中心経営体農地集積促進事業」及び道の「農業競争力基盤強化特別対策 事業」を活用した農家負担軽減対策の推進
- 耕地利用高度化推進事業などを活用したほ場機能の維持・発揮の推進

② 土地改良施設等の適切な整備と維持管理の推進

国営土地改良事業の推進や農道、用排水路などの整備と適切な維持管理を進め機能の維持増進を図る

(5) 農業施設の機能維持・長寿命化のための取り組みの推進

地域や農協等の既存農業施設の適切な管理を図り、施設機能を維持するとともに地域に おける適切な運営・管理体制の構築を図っていくほか、複数の地域や施設が連携した効率 的な運営体制などの検討・相談も進めて行きます。

また、農業用用排水路や排水機場など地域の農業生産を支えていく施設の適切な管理を 行い、施設機能の維持、発揮を図るほか、長寿命化の取り組みを計画的に進め、併せて施 設の整備についても関係機関との協議を行っていきます。

- ① 資源向上の取り組みによる地域資源の保全
 - 地域が取り組む地域資源の長寿命化等の活動への支援
- ② 排水機場・排水路の適切な維持管理と整備要望
 - 施設状況の適切な把握と計画的な整備の実施
 - ・ 大雨時の状況など地域の実情や近年の道内外における災害発生状況なども勘案 しながら関係機関との協議を行うとともに整備要望を継続し、事業化に向けた 取り組みを推進

(6) 担い手への農地の利用集積の促進

農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業や特例事業(旧名称:農地保有合理化事業)などにより担い手への農地の集積を図るとともに、美唄市耕作放棄地対策協議会を中心に耕作放棄地の発生防止や再生事業による耕作放棄地解消の取り組みを進め、優良農地の確保を図ります。

① 優良農地の確保

- 耕作放棄地発生防止のため、農地の利用状況調査等を実施し、適切な農地利用 を促進
- 事業を活用した耕作放棄地解消のための取り組みの推進
- 中山間地域における共同活動を支援し、優良農地の保全管理を推進

② 農地利用の促進

- 農地の利用調整を通じて、意欲的な担い手農家等に農地の利用集積を推進
- 農地中間管理事業・特例事業などを活用した農地保有の合理化を推進
- 農業生産基盤整備事業等を契機として、中核的な担い手への農地の利用集積を 推進

③ 耕作地の団地化

優良農地の効率的利用に向けて農地中間管理事業等を活用し面的集積を推進

④ 農用地区域の見直し

・ 農業振興地域整備計画をGISなどを活用した見直しや基盤整備等に向けた農 用地区域への編入事務の適切・円滑な対応

(7)加工、直売など6次産業化の取り組みを支援

地域自らが創意と工夫を凝らして、人や自然、文化など特色ある資源を活かしながら、 農産物加工や直接販売、ファームイン、ファームレストランなどのアグリビジネスに挑戦 する取り組みを促進し、農業の6次産業化を進めるとともに、地域情報の積極的な発信な どにより、農業を核とした地域づくりを進めます。

① 農産物など地域資源の付加価値向上

- 農業経営の多角化に向けた農業者や地域が連携して行うアグリビジネスの取り 組みの推進
- ・ 地域資源を活用して食品製造業や流通業などとの連携による新製品の開発・販路拡大など、農業の6次産業化や農商工連携の推進
- ホームページ、フェイスブック等を活用した地域情報の発信の推進
- 地域おこし協力隊による農村と都市、生産者と消費者を結ぶ交流の促進
- 地域の伝承文化等を再発見するなど、知恵と工夫を凝らした新たな食文化づくりの推進

② 地域のビジョンづくり

- 地域のリーダーや担い手の育成、農地の効率的な利用の促進、システム化など、 地域住民の合意形成による地域ビジョンづくりの推進
- 地域の営農システムづくりやコントラクター組織などと連携した地域の活動の 維持、継続

2 消費者に信頼される産地づくりの推進

(1)環境保全型農業、安全安心な農産物づくりの推進

人々の暮らしや地球環境にやさしいクリーン農業の取り組みを推進するほか、農業生産活動から生じる廃棄物や副産物について、適正な処理やリサイクル等による有効利用を進め、循環型農業の推進を図って行きます。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能が一層発揮されるよう推進します。

① 環境にやさしい農業

- ・ 畦畔へのハーブ植栽など減農薬・減化学肥料をめざしたクリーン農業の推進
- 稲わら、麦稈(ばっかん)等の焼却防止と有効活用
- エコファーマーの育成を通じた有機・減農薬栽培の取り組み拡大
- 農薬の適切な取り扱い、散布周知等の取り組みの推進
- リサイクルを基本とした農業用廃プラスチックや塩化ビニールの適正処理
- 冬期湛水管理など、多様な生物と共生する農業生産活動を推進

② 循環型農業の推進

- 酪農・畜産農家との連携強化
- 稲わら等の有機質を活用した堆肥化と緑肥等の作付(カバークロップなど)による土づくりの推進

(2) 多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みの支援

洪水の防止など国土の保全や水資源のかん養、さらには、人々に潤いと安らぎをもたらす美しい景観の形成など農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進を図るため、市民の理解を深める環境保全の取り組みを推進します。

① 地域資源の保全

• 農地、農業用水等の資源の適切な保全管理など地域ぐるみの活動を支援

② 農村環境の整備

- 農業用施設(用排水路、農道等)などの地域資源の質的向上を支援
- 合併浄化槽の整備による水洗化の推進

③ 地域活動情報の積極的な発信

ホームページ、フェイスブック等を活用した地域活動情報の積極的な発信

(3) 都市農村の交流、食育活動などを通じた農業農村の情報発信を推進

美唄で採れた農産物を地元で消費する「地産地消」の取り組みや「食」の大切さなどについて学び身につける「食育」などを推進することで、生産現場と食卓や都市と農村が身近なものになり、消費者と生産者が農業・農村について共通認識を持てるような取り組みを進めます。

① 産地情報の発信

- 北のクリーン農産物表示制度(YES!clean表示制度)を活用した農産物情報の 発信
- ホームページ、フェイスブック等を活用した地域情報の発信
- 地域や作物の特性に応じた農業生産工程管理(GAP)の取り組み情報の発信

② 市民等の理解の促進

- 学校や福祉施設等における給食などでの地場産農産物の利用拡大の推進
- 地産地消の取り組みを支援する飲食店などのネットワークづくりの検討
- 子ども達を対象とした農業体験や料理教室などによる食農教育の推進
- 食育ネットワークなどの活動を通じた地域・市民ぐるみによる食育の推進

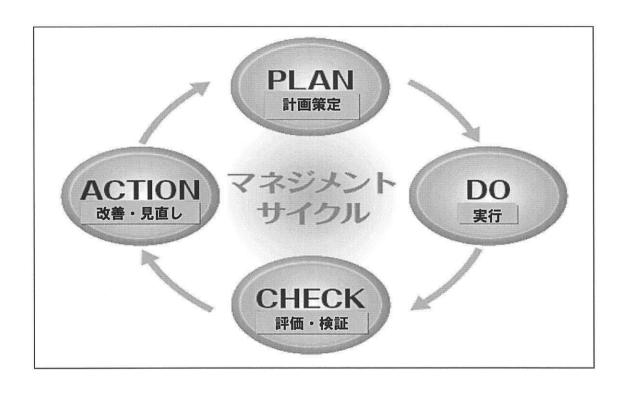
③ 生産者と消費者との絆づくり

- グリーン・ツーリズム研究会などと連携した農業体験等の推進と受入体制の整備
- 消費者との交流会や収穫祭等の開催
- もぎたて市や直売所等を通じた生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係づくり
- ・ 北海道が認定する「ふれあいファーム」登録の推進と積極的な情報発信

第8章 計画の推進体制

この農業ビジョンは、上位計画の産業振興計画と同様にPLAN(計画策定)→DO(実行)→CHECK(評価・検証)→ACTION(改善・見直し)のPDCAマネジメントサイクルにより進捗を図って行きます。

実践活動は関係農業団体・機関が実施するものも数多くありますが、生産者や生産組織自体が 主体となって取り組むものもあります。このため、具体的施策の進行管理表を別途作成の上、美 唄市農業振興協議会等の協議の場などを利用しながら、進捗状況の把握や推進方策の検討を行っ ていくものとします。



附属資料1:用語解説

| 用語 | 用語の意味 |
|--------------------|--|
| あ行 | |
| 園芸作物 | 園芸農業(草花・果樹・野菜・庭木などを高度に集約的に栽培する農業) によって作られる果樹・野菜の総称 |
| か行 | |
| 化学肥料 | 肥料のうち化学合成されたものをいい、化学合成とは、科学的手段(生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学合成を含まない。)によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。 |
| 環境保全型農業 | 農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業。農業の もつ物質循環機能を生かし環境と調和した持続可能な農業生産 |
| 環境保全型農業 直接支援対策 | 地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、国と地方公共団体(道、市町村)が一体となって支援を行う。化学肥料・化学合成農薬を北海道の慣行レベルから5割以上低減する取組と、次のいずれかの取り組みを組み合わせて実施する活動 |
| 北のクリーン農 産物表示制度 | 北海道全体で取り組んできた「クリーン農業」を土台に、農薬や化学肥料の使用を削減して生産することを目的として道立農業試験場等が「クリーン農業技術」を開発・改良。この技術を導入して、従来に比べて農薬や化学肥料の投入量を削減して生産された、よりクリーンな農産物について、その栽培方法などを分かり易く表示し、道産農産物の優れた点をアピールしようとする制度 |
| 基盤整備事業 | 食料自給力の維持強化を図り、農業の生産性の向上と農業構造の改善を推進するとともに、需要の動向に即応した農業生産の再編成を促進するために、その基礎的条件である農業生産基盤を計画的に整備することをいう。その中心は土地改良であり。ほかに農用地開発がある。農用地開発は農地開発、草地開発、干拓であり、事業主体により国営、都道府県営、団体営などに分けられる。 |
| クリーン農業 | 堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業 |
| グリーン・ツー リズム | 農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇 形態。物見遊山型の観光的余暇とは違って、比較的安価にゆったりと過ごすところ に特徴がある。 都市住民は自然体験や農業体験、加工体験などの農村の暮らしを学び、あるいは 農村伝来の食文化に舌鼓を打つ。 農村住民は都市住民に対して農産物や加工品だけでなく、農家レストランや宿泊 サービスを提供する。グリーン・ツーリズムは農村にとって農家経済の多様化を意 味している。 |
| 耕作放棄地 | もともと農用地として利用されていた土地で、過去1年以上管理せずに放置され、今後とも肥培管理を行う意思のない土地。 農林業センサスの統計上の扱いは、農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無いと回答した田畑、果樹園をいう。 |
| 国営農地再編整 備事業 | 受益面積400ha以上の地域において農地の区画整理、用排水条件の整備とともに、土地利用の整序化を行うことにより、効率的な農業生産基盤の形成を図るために必要な整備を行う事業 |
| 米生産数量 (米生産数量目標) | 平成16年産以降は、販売実績を基礎として主食用米を作る数量(生産数量目標)を配分する方式に転換する等、需要に応じた『売れる米づくり』を推進 |

| さ行 | |
|------------------|--|
| 食育 | 様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。 |
| 食料自給率 | 国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標。その示し方については、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類がある。このうち、総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあり、2つの指標とも長期的に低下傾向で推移している。 |
| 食料・農業・農 村基本計画 | 食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき 方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。 |
| 飼料用米 | 豚や鶏などの家畜のエサ用に栽培される米で、主食用米とは区分され主食には流通しない。家畜飼料の自給率向上や水田の活用が図られることなどから国は生産拡大を図っている。食味よりも多収性が重視され、北海道では多収性品種の「たちじょうぶ」などが栽培されているが、平成28年2月、新たに「空育181号」(品種名未定)が北海道の飼料用米の優良品種に認定された。 |
| 水稲直播 (水稲直播栽培) | 水稲(米)の栽培で、温床で種が発芽し苗となった状態で水田に移植(田植え作業)を行う「移植栽培」と異なり、温床を利用せず、水田に直接種を播いて発芽させそのまま水田で栽培する「直播栽培」のことをいい、温床設備、田植機を必要としないことや移植作業が無いことなどから、省力化・コスト削減の効果が期待される。 本市では、昭和63年に「美唄市水稲直播研究会」が発足し、直播栽培の技術課題の解決や技術確立、専用機械の改良などの先進的な取り組みを行っている。 |
| 青年就農給付金制度 | 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を目的に、就農前の研修期間(準備型=都道府県が認める道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修、2年以内)及び経営が不安定な就農直後(経営開始型=5年以内)の所得を確保する給付金を給付する国の制度 |
| 先進農業技術 | ロボット技術や人工衛星を活用したリモートセンシング技術、ICTを活用して超省力・高品質生産を実現する農業技術をいい、こうした技術を導入した農業を「スマート農業」ともいう。 |

| た行 | |
|-----------|---|
| 多面的機能 | 農産物以外に、生産活動によって社会に役立つ有形・無形の価値が生み出されること。(1)水資源かん養や土石流防止などの環境保全機能、(2)生物の多様性保持に貢献する生態系保全機能、(3)景観保全や安らぎの提供などのアメニティー維持機能、(4)自然・環境教育の場や農村文化を提供する社会的文化的機能、(5)雇用機会の提供、地域社会の維持などの地域経済維持機能、に分類できる。生産活動と結びついていること(結合生産)、利益を無料で享受できること(公共財)、農産物の価格に価値を反映できないこと(外部経済性)といった特徴がある。 |
| 多面的機能支払制度 | 地域で構成する組織が農村環境を守るため、農地周りの水路・農道等の維持補修 や施設の長寿命化などの資源向上を高める活動に対する支援を行う国の制度 |
| 地産地消 | 地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行われている 取り組みで、各地において直売所等を利用した新鮮な地場産品の販売の他、消費者 と生産者の交流活動など多様な取り組みが展開されている。 |

| 中山間地域等直接支払対策 (中山間地域等直接支払制度) | 耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取り組み等に対する支援を行う国の制度 |
|--------------------------------|---|
| 鳥獣被害 | 野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を総称するもので、 北海道ではエゾシカやヒグマ、全国ではサル、イノシシなどの被害が発生してい る。ほかに、外来生物法に定める特定外来生物(海外起源の外来種、例:アライグ マなど)による被害も含まれる。 |
| 長寿命化 (施設長寿命化) | 公共施設の新設から撤去までのライフサイクルの延長と将来にわたって必要なインフラ機能を発揮し続けるための取り組みをいう。 公共施設の点検・診断を行いその結果に基づき、必要な対策を適切な時期に効率的・効果的に実施するとともに、これらの取り組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築し実施される。 |
| 田園環境整備マスタープラン | 国の「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」に基づき、地域の合意のもと、市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画で、環境保全の基本方針や地域の整備計画等を定めるとともに、対象地域を「環境創造区域」(自然と共生する環境を創造する区域)または「環境配慮区域」(工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域)に区分している。本市の計画は平成14年に定め、改訂を行ってきたもの。 |
| 道営農地整備事業 | 将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当の部分を担う農業構造を確立するため、受益面積が20ha以上の地域において、必要となる農業用用排水施設整備事業、農道整備事業、客土事業、暗渠排水事業、区画整理事業、除礫、農用地造成、農地保全のうち2つ以上の事業を総合的に実施し、担い手農家の育成、農地の利用集積・集団化を図りながら一体的に行う事業 |
| 土地利用型作物 | 土地を直接的に利用して行う農業(土地利用型農業)で主に作付される水稲、小麦、大豆、そば、なたね等の作物をいう。 |
| な行 | |
| 日本型直接支払制度 | 農山漁村は、食料の生産だけでなく、国土・自然環境の保全などの多面的機能を発揮しており、都市住民を含む様々な人に多様な恩恵をもたらしてる。近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況となり、地域の共同活動や営農活動等に対して支援する本制度を創設し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする。「多面的機能支払制度」「環境保全型農業直接支援対策」「中山間地域等直接支払対策」の3つの制度により支援している。平成27年度から法律に基づく制度となった。 |
| 認定農業者 | 「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村の農業経営基盤強化のための基本 構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村長に提出し、認定を受けた農業者(法 人を含む。)をいう。 |
| 認定農業者制度 | 農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村長が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。 |
| 農家戸数 (総農家戸数) | 総農家数における農家とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、または、経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯 |

| 農家民泊 | 宿泊料を受けず、体験指導料等の費用のみで観光客などを宿泊させるもの。旅館業の許可を受けて宿泊料を受けて観光客を宿泊させるものは農家民宿という。 |
|-------------------------|---|
| 農業経営基盤強化促進基本構想 | 「農業経営基盤強化促進法」に基づき都道府県が作成する農業経営基盤強化促進 基本方針に即して、市町村が定める計画。その地域において育成すべき効率的で安 定的な農業経営の指数や、農業経営者に対する農用地の利用目標、又は経営改善を 図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定め、その地域の将来の農業の 展開方向、特にその中で育成していく経営体制の展望を明らかにするもの。 |
| 農業就業人口 | 15歳以上の農家家族員のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。 |
| 農業従事者 | 満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者 |
| 農業振興地域整備計画 | 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業施策の重点対象地として農用地区域を指定し、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農用地利用計画のほか、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画、農業を担うべき者の育成・確保のための施設の整備計画などを定める。本市現行計画は、平成25年8月策定 |
| 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画 | 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払を実施するために策定する計画で、促進計画の区域、促進計画の目標、推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項、特に重点的に同事業の実施を推進する区域などを定める。本市計画は、平成27年4月制定 |
| 農業揚水施設 | 水路より高い場所にある農地に水を揚げるポンプ施設のことで、「揚水機場」と もいう。用水路から水を汲み上げ、農地に水を揚げるものもあれば、川から高台の 農地へ水を揚げるものもある。 |
| 農業用排水路 | 集落の排水及びほ場からの排水(作物の生育や農作業の機械作業を 妨げる余分な水)を受けるための水路 |
| 農商工連携 | 農山漁村が有する地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。 |
| 農道離着陸場 | 昭和63年に始まった農林水産省の農道離着陸場整備事業により、農道の一部を供用して滑走路延長800m幅25mに拡幅してつくった小型航空機が離発着できる施設。空港種別では場外離着陸場に分類され、美唄市は平成9年10月に開設した。別名、農道空港とも呼ばれる。道内には美唄市のほか、北見市、余市町、新得町の3か所、道外には岡山県、大分県、岐阜県、福島県の4か所 計8か所がある。 |
| 農林業センサス | 日本の農林業・農山村の基本構造を把握するとともに、農林業施策の立案・推進 に必要な基礎資料を整備するため、5年ごとの2月1日に農林水産省が、農林業を営 んでいるすべての農家、林家や法人を対象に実施する調査 |

| は行 | |
|------|---|
| 排水機場 | 大雨により河川の水位が上昇し、農地や住宅地の水が河川に流下できなくなったとき、農地や住宅地に溜まった雨水を常設のポンプで汲みあげて河川に排水する施設。市内には「上美唄排水機場、開発排水機場、茶志内排水機場、沼の内排水機場」の4施設がある。 |

| 美唄 | 市農 | 業: | 振 | 圓 |
|----|-----|----|---|---|
| 基金 | , , | | | |

農業の担い手の育成・確保のため、農業後継者の研修事業実施に対する支援の安定的な財源を確保するため、美唄市と農協(設置当時4農協)が、資金を積み立て市の条例を規定して設置した基金

ま行

や行

有機農産物

農薬や化学肥料を原則として使用せず、堆肥などによって土づくりを行った水田や畑で栽培された農産物。「有機農産物」と表示して販売するためには、国が認めた登録認定機関による有機JAS認定を取得する必要がある。認定を受けた商品は有機JASマークを貼付して販売することができる。有機JAS規格を満たすには、水稲や野菜など一年生作物は植え付けや種まきの前2年以上、果物などの多年生作物については3年以上、禁止されている農薬や化学肥料を使用していない水田や畑で栽培された農作物であることが求められる。

ら 行

ラムサール条約 登録湿地

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている。登録湿地とは、各締約国がその領域内にある湿地を1カ所以上指定し、条約事務局に登録したもののこと。現在の日本の登録湿地数は50カ所(道内13カ所)となっている。

6次産業化

農林水産業の生産(1次産業)、食品加工(2次産業)、流通販売・情報サービス(3次産業)の一体化を推進して、地域に新たな食農ビジネスを創出しようとする取り組み

わ行

英字標記

ICT技術

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。ICTに通信を前提とする諸技術(インターネットなど)という意味合いをもたせる場合もある。また、ITをコンピュータやデジタル通信などの原理的な側面など情報技術そのもの、ICTを社会や生活への情報技術の適用や応用、といったニュアンスで区別する場合もある。

TPP協定

環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)の略。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの計12カ国によるサービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的な経済連携協定。平成27年10月、大筋合意に至っており、各国の議会承認などを得た後、発効する。

YES!clean (YES!cleanマーク)

「北のクリーン農産物表示要領」に基づく認証を受けた農産物であることを消費者に簡明に伝えるための愛称を「YES!clean」といい、統一シンボルマーク中にも「YES!clean」が表示されている。(「北のクリーン農産物表示制度」の用語解説も参照願います。)

附属資料2:新旧ビジョン構成比較

(1)全体構成

○ 下記表の各計画の見出しタイトルは、表内に収めるため項目表現を一部簡略化しています。 ○ Pの数字は、各章、附属資料及びビジョン全体の構成ページ数を表しています。

| O Pの数字は、各章、附属資料及びES | ジョン全体の構成ページ数を表してい | 139. |
|--|---|--|
| 新ビジョンの構成 | 旧ビジョンの構成 | 見直し・変更点等 |
| 第1章 美唄市農業ビジョンについて 1 策定の目的 2 位置づけ 3 計画期間 4 ビジョンの特徴 5 農商工連携の扱い | I-ビションの目的 I-ビションの特徴 II-計画の期間 2P | <項目集約> ・美唄市農業ビジョンの基本的な内容を第 1章にまとめました。 |
| 第2章 農業をめぐる情勢 1 農業政策の動向 2 農産物生産等の状況 | 21 | く項目新設> ・農業の経営に大きな影響をもたらす国の 政策の動向や農産物の価格・品種開発・ 生産流通などの動向を示しました。 |
| 第3章 美唄市農業の現状 1 農業経営基盤の状況 (1) 戸数、就業人口推移 (2) 従事者年齢構成 (3) 利用集積、基盤整備 (4) 土地利用と生産状況 (5) 担い手確保、新規就農推移 (6) 経営改善、経営の安定 2 産地としての取り組み状況 (1) 安全・安心な農産物づくり (2) 地域資源、多面的機能 (3) 交流と情報発信 | IV-現状と課題 1-現状 2-課題 | ⟨項目分割・拡充> ・美唄市農業の現状について、2015年農林業センサスの数値などを引用し、表・グラフも利用して傾向や推移も比較しながら状況を明らかにする内容としました。 ・環境保全型農業、都市と農村の交流など具体的な取り組みなどの事例も引用し、農業・農村におけ活動・取り組みのイメージを示しました。 |
| 第4章 美唄市の農業を取り巻く課題 1 強い農業経営基盤づくり (1) 担い手確保、経営安定 ① 新規就農者確保、育成 ② 経営改善推進、法人化 ③ 大規模経営安定化 (2) 生産基盤の整備等 (3) 作物の安定生産と産地確立 2 消費者に信頼される産地づくり (1)地域資源と情報発信 ○ 農商工連携 | 2P | ⟨項目分割・拡充> ・美唄市の農業・農村の持続的発展に向けて、今後も取り組み、解決していかなければならない課題や重要なキーポイントについて示しました。 ・各農協の振興計画などにおいても課題となっている事項などを示しました。 |
| 第5章 農業・農村施策の基本方針 1 美唄市農業の目指す姿 2 施策の基本方針 (1) 強い経営基盤づくりの推進 (2) 信頼される産地づくりの推進 2P | V-基本方針 1-目指す姿 2-基本方針 | <項目形態継承> ・後期基本計画に基づき、美唄市農業の 目指す姿を明らかにし、そのための基本 的な方針を示しました。 |
| 第6章 農業・農村施策の体系 (本項目別掲、次ページ参照) | VI-施策の体系 (本項目別掲、次ページ参照) 1P | ⟨体系見直し⟩ ・目指す姿を実現するため課題に対応して 取り組む施策を「産業振興計画」に基づき 整理しました。 |
| 第7章 農業・農村施策の展開方向 1 強い農業経営基盤づくりの推進 (1) 基幹作物安定生産 (2) 経営複合化、振興作物普及 (3) 担い手育成、経営者能力向上 (4) 生産基盤の整備事業の推進 (5) 農業施設の機能維持・長寿命化 (6) 担い手へ農地の利用集積促進 (7) 加工、直売など6次化支援 2 信頼される産地づくりの推進 (1) 環境保全型農業等の推進 (2) 多面的機能の維持・発揮支援 (3) 都市農村の交流、情報発信 8P | WI-展開方向 1-経営体質強化・安定化 (1) 基幹作物生産振興 (2) 複合化推進 (3) 優良農地の適切利用 (4) 生産基盤の整備 (5) 多様な担い手づくり (6) 主体的な農村づくり 2-信頼される産地づくり推進 (1) 環境配慮の農業 (2) 消費者と結びつき強化 (3) 農業農村理解促進 7P | <記載事項見面し> ・施策の展開にあたって、各農協の振興計画や農業に関わる様々な計画との連携も考慮し、既に取り組んでいる事項や取り組むべき事項を具体的に標記しました。 |
| 1P | | く項目新設> ・「産業振興計画」に基づき、計画の実現 に向けたPDCAの流れを示すと共に、農業 振興協議会などの場で進捗確認して行く ことを示しました。 |
| 附属資料 1:用語解説 5P 2:新旧ビジョン構成比較 2P 3:統計資料 4P | 〒-統計 5P 用語解説 9P | |

(2)施策の体系の見直し・変更点等

| 新ビジョンの体系 「第6章 農業・農村施策の体系」 | 旧ビジョンの体系 「VI-施策の体系」 | 見直し・変更点等 |
|--|---|---|
| 1 強い農業経営基盤づくりの推進 - (1) 基幹作物の安定 生産に向けた取り 組みの推進 - ②需要や販路の開拓 ・拡大 - ③高度化・省力化・ 低コスト化の推進 - ④営農指導体制の強 化 - ⑤鳥獣被害の防止 | 農業経営の体質強化と安定化の推進 一〇 基幹作物の生産振興 | ・各種ICT技術の活用や基盤整備などによる効率的な農業の推進と生産機能の維持、飼料用米や水田フル活用の取り組み、輸作体系の確立やGAPなどの取り組み推進を盛り込みました。 |
| (2) | - 〇 - ①安定生産の拡大 農業経営の複 合化の推進 - ②高品質化の推進 ・拡大 | ・新たな作物の導入推進や振興 作物の普及・拡大に向けた取り 組み、市場評価に対応できる生 産・出荷体制の構築などの取り 組み推進を盛り込みました。 |
| (3) 担い手の育成・確保や女性・若手経営者の経営能力向上の仕組みづくりの推進 2 世界 2 世 | 地域農業を支える多様な担い 手づくり ①農業後継者の育成 ②新規就農者の育成・確保 ③女性農業者の育成 ④認定農業者の育成 ⑤農業生産法人の育成 ⑥コントラクター組織の育成 ⑦高齢者の農業支援 | ・新たな制度として導入され担い 手育成や経営支援のもととなる 「人・農地プラン」制度を位置で けるとともに、認定農業者制度 の新たな経営指標などに基づいた経営改善の推進、農業士等の育成 や新規就農者確保に向けた体制構築、ブランド化などに向けた 制構築、ブランド化などに向けた な性活動の支援や各種委員会・ 団体役員等への女性登用の推進を盛り込んだほか、制度改正 により呼称を整理しました。 |
| (4) 生産基盤の整備 ②土地改良施設等の 事業の推進 ②土地改良施設等の 適切な整備と維持 管理の推進 | | ・各種事業名の整理や新たな事業の活用、推進について盛り込みました。 |
| (5) ①資源向上の取り組 農業施設の機能 維持・長寿命化の ための取り組みの 推進 ②排水機場・排水路 の適切な維持管理 と整備要望 | | ・各地域等が運営する農業施設 の機能維持や効率的運営の継 続、老朽化が進む排機施設等の 長寿命化、機能維持と広域的な 整備検討の必要性について、新 たに項目を設けました。 |
| (6) ① ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② | - ○ - ①優良農地の確保 優良農地の適切な利用の推進 - ②農地利用の促進 - ③耕作地の団地化 - ④農用地区域の見直し | ・農地中間管理機構などの制度 改正による整理や協議会を組織 し取り組んでいる耕作放棄地の 解消などについて盛り込みまし た。 |
| (フ) の ① 農産物など地域資 源の付加価値向上 の ② 地域のビジョンづ くり | □ ○ □ ① 機産物など地域資 | ・地域における営農システムづく りや地域活動の維持、ホーム ページやフェイスブックを活用し た情報発信について盛り込みま した。 |
| 2 消費者に信頼される産地づくりの推進 (1) | 消費者に信頼される産地づくりの推進 一〇 | ・循環型農業の推進や農薬の適切な取り扱いの推進などについて盛り込みました。 |
| (2) 多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みの支援 (3地域活動情報の積極的な発信 | ○ ①地域資源の保全 農業・農村に 対する理解の促 ②農村環境の整備 進 ②農村環境の整備 極的な発信 | ・項目を多面的機能の維持・発揮に整理するとともに、ホームページやフェイスブックを活用した情報発信について盛り込みました。 |
| (3) ① ② ① 一 ① 産地情報の発信 ② 市民等の理解の促 進 ② で 選集 で で 通じた 農業 農村 の情報発信を推進 ② 生産者と消費者と の おづくり | 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 | ・様々な機会や活動を通じた農業、農産物情報の発信や活動の 持続について盛り込みました。 |

附属資料3:統計資料

農家戸数の推移(農林業センサス)

| I | 区 | 分 | | 単位 | | | 美唄市 | | | 空知総合 振興局 | 北海道 |
|--------|-----------|-----|-------|----|--------|--------|-------|-------|-------|-------------|--------|
| | | | | | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成27年 | 平成27年 |
| 総農家数 | | | | | 1, 296 | 1, 115 | 922 | 790 | 685 | 7, 862 | 44, 43 |
| | 販売農家 主業農家 | | | 戸 | 1, 209 | 1, 029 | 818 | 681 | 593 | 6, 641 | 38, 08 |
| | | | | 戸 | 901 | 729 | 623 | 502 | 425 | 4, 760 | 27, 82 |
| | | 準主! | 業農家 | 戸 | 103 | 87 | 57 | 67 | 52 | 320 | 1, 89 |
| | | | 的農家 | 戸 | 292 | 213 | 138 | 112 | 116 | 1, 561 | 8, 36 |
| | | 専業 | 農家 | 戸 | 433 | 301 | 240 | 285 | 334 | 4, 015 | 26, 59 |
| | | E | 比 率 | | 35.8 | 29. 3 | 29. 3 | 41.8 | 56.3 | 60.4 | 69. |
| | | 兼 | 第1種兼業 | 戸 | 630 | 556 | 479 | 296 | 178 | 1, 877 | 7, 94 |
| | | 業 | 比 率 | % | 52. 1 | 54. 0 | 58. 6 | 43. 5 | 30.0 | 28. 3 | 20. |
| | | 農 | 第2種兼業 | 戸 | 233 | 172 | 99 | 100 | 81 | 600 | 3, 54 |
| | | 家 | 比 率 | % | 19. 2 | 16.7 | 12. 1 | 14. 7 | 13. 6 | 9.0 | |
| (4) | 自給的農家 | | | 戸 | 87 | 86 | 104 | 109 | 92 | 1, 221 | 6, 34 |
| 土地持ち非農 | 土地持ち非農家 | | | 戸 | | | | 174 | 115 | 2, 319 | |

- 農

調査基準日の2月1日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経 営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円 以上あった世帯

販売農家

• 自給的農家

主業農家

経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売額が50万円以上の農家 経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売額が50万円未満の農家

農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上 の者がいる農家

• 準主業農家

農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家 65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家

• 副業的農家

専業農家

世帯員の中に兼業従事者(調査期日前1年間に30日以上雇用に従事した者又は調査 期日前1年間販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者)が1人もいない農家 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家

兼業農家

·第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家

·第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家

土地持ち非農家

農家以外で耕地及び耕作放棄地をあわせて5アール以上所有している世帯

耕地面積の推移 (農林水産統計年報) 2

単位: ha

| 年 次 | 計 | ш - | | 畑 | | | | |
|-------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|--|--|
| + 4 | āl | | 畑計 | 普通畑 | 樹園地 | 牧草地 | | |
| 平成 7年 | 9, 520 | 8, 810 | 711 | 560 | 21 | 130 | | |
| 平成12年 | 9, 470 | 8, 770 | 699 | 535 | 35 | 129 | | |
| 平成17年 | 9, 460 | 8, 760 | 694 | 538 | 24 | 132 | | |
| 平成22年 | 9, 450 | 8, 750 | | 69 | 95 | | | |
| 平成27年 | 9, 420 | 8, 730 | | 69 | 00 | | | |

経営耕地面積別経営体数 (農林業センサス) 3

単位·戸•経堂体 %

| | | | | | | | | | 半世: 尸 | · 社呂冲、 |
|------|-------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 分 | 年 次 | 計 | 1ha未満 | 1~5ha | 5~10ha | 10~20ha | 20~30ha | 30~50ha | 50ha以上 | 耕地なし |
| | 平成 7年 | 1, 296 | 95 | 333 | 459 | 295 | 23 | 3 | 1 | |
| | 構成比 | 100.0 | 7. 3 | 25. 7 | 35. 4 | 22. 8 | 1.8 | 0. 2 | 0.1 | |
| | 平成12年 | 1, 115 | 83 | 248 | 325 | 324 | 39 | 9 | 1 | |
| | 構成比 | 100.0 | 7. 5 | 22. 2 | 29. 1 | 29. 1 | 3.5 | 0.8 | 0.1 | |
| 美唄市 | 平成17年 | 820 | 45 | 151 | 227 | 323 | 55 | 16 | 3 | |
| 天門川 | 構成比 | 100.0 | 5. 5 | 18.4 | 27. 7 | 39.4 | 6.8 | 1.9 | 0.3 | |
| | 平成22年 | 709 | 44 | 106 | 127 | 279 | 102 | 20 | 8 | 23 |
| | 構成比 | 100.0 | 6. 2 | 15.0 | 17.9 | 39.4 | 14. 4 | 2.8 | 1.1 | 3. 2 |
| | 平成27年 | 620 | 37 | 86 | 84 | 220 | 127 | 33 | 9 | 24 |
| | 構成比 | 100.0 | 5. 9 | 13.9 | 13. 5 | 35. 5 | 20.5 | 5. 3 | 1.5 | 3. 9 |
| 空知総合 | 平成27年 | 6, 936 | 397 | 1,062 | 1, 374 | 2, 237 | 1, 054 | 505 | 198 | 109 |
| 振興局 | 構成比 | 100.0 | 5. 7 | 15.3 | 19.8 | 32. 2 | 15. 2 | 7. 3 | 2. 9 | 1.6 |
| 北海道 | 平成27年 | 40, 714 | 2, 810 | 6, 291 | 5, 234 | 7, 963 | 5, 442 | 6, 128 | 5, 752 | 1,094 |
| 北/母坦 | 構成比 | 100.0 | 6. 9 | 15.4 | 12.9 | 19.6 | 13.4 | 15.0 | 14.1 | 2. 7 |

· 経営耕地面積

経営体が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)の面積をいい、経営体が所有し ている耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたものの(自作地)に借 りている耕地(借入耕地)を加えたもの

• 農業経営体

経営耕地規模が30アール以上の農家や農作業の受託事業を行う者

経営耕地の状況(農林業センサス)

① 経営耕地の状況

平成27年 単位:経営体、ha 所有地 畑(樹園地除く) 田 樹園地 (田、畑、樹園地) 経営 経営 経営 経営 所有面積 所有面積 所有面積 所有面積 体数 体数 体数 体数 美 唄 市 9,014 8,733 596 578 283 271 40 10 空知総合 振興局 4, 696 192, 320 6, 827 105, 884 6, 125 86, 264 195 401 北海道 39, 620 1, 050, 451 19, 317 209, 722 32, 939 838, 160 1, 232 2,569

② 借入耕地のある経営体数と所有面積

| 4 | 以2 | 14 | : | | | /# 7 | | | 単位:経 | 宮体、ha | |
|---|-------|----|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|---------|--|
| 1 | \ | f | | 計 | | 田 日 | 耕地畑(樹園 | 地除く) | | 樹園地 | |
| | / | | 経営 体数 | 所有面積 | 経営 体数 | 所有面積 | 経営 体数 | 所有面積 | 経営 体数 | 所有面積 | |
| 美 | 唄 | 市 | 173 | 991 | 160 | 947 | 31 | 44 | 1 | 1 | |
| | 知総長興馬 | | 2, 828 | 21, 527 | 2, 412 | 16, 740 | 1,060 | 4, 753 | 15 | 34 | |
| 北 | 海 | 道 | 18, 918 | 238, 584 | 7, 110 | 49, 126 | 14, 058 | 189, 219 | 100 | 239 | |

主要作物生産状況(農林水産統計年報、農政課調べ) 単位: ha、kg、t

| | | | | | | 平四.110 | | | |
|-------|--------------|-----------------------|------------|--------------|-----------------------|------------|--|--|--|
| | | 水 稲 | í | | 大 豆 | | | | |
| 年次 | 作付面積 (ha) | 10 a 当り 収量 (kg) | 収穫量 (t) | 作付面積 (ha) | 10 a 当り収 量 (kg) | 収穫量 (t) | | | |
| 平成23年 | 4, 380 | 573 | 25, 100 | 1, 160 | 219 | 2, 540 | | | |
| 平成24年 | 4, 370 | 583 | 25, 500 | 1, 370 | 255 | 3, 490 | | | |
| 平成25年 | 4, 340 | 580 | 25, 200 | 1, 100 | 254 | 2, 800 | | | |
| 平成26年 | 4, 250 | 592 | 25, 200 | 1, 170 | 269 | 3, 150 | | | |
| 平成27年 | 3, 930 | 585 | 23, 000 | 1, 470 | 283 | 4, 160 | | | |

| F-147 | | 小麦計 | | うち | 秋まき小 | 麦 | うち春まき小麦 | | | |
|-------|--------------|-----------------------|------------|--------------|---------------------|------------|--------------|-----------------------|------------|--|
| 年次 | 作付面積 (ha) | 10 a 当り 収量 (kg) | 収穫量 (t) | 作付面積 (ha) | 10a当り 収量 (kg) | 収穫量 (t) | 作付面積 (ha) | 10 a 当り 収量 (kg) | 収穫量 (t) | |
| 平成23年 | 2, 320 | 276 | 6, 410 | 2, 108 | 289 | 6, 092 | 212 | 150 | 318 | |
| 平成24年 | 2, 250 | 278 | 6, 250 | 1, 937 | 266 | 5, 150 | 313 | 351 | 1, 100 | |
| 平成25年 | 2, 350 | 340 | 8, 000 | 1, 951 | 352 | 6, 880 | 399 | 280 | 1, 120 | |
| 平成26年 | 2, 280 | 437 | 9, 970 | 1, 835 | 458 | 8, 410 | 445 | 350 | 1, 560 | |
| 平成27年 | 2, 030 | 512 | 10, 400 | 1, 648 | 536 | 8, 840 | 382 | 408 | 1, 560 | |

| | 7 | スパラガ | Ĭ ス | , | スカップ | P | たまねぎ | | | |
|----------|--------------|-----------------------|------------|--------------|---------------------|------------|--------------|-----------------------|------------|--|
| 年次 平成23年 | 作付面積 (ha) | 10 a 当り 収量 (kg) | 収穫量 (t) | 作付面積 (ha) | 10a当り 収量 (kg) | 収穫量 (t) | 作付面積 (ha) | 10 a 当り 収量 (kg) | 収穫量 (t) | |
| 平成23年 | 58 | 365 | 212 | 15 | 200 | 30 | 56 | 3, 375 | 1, 890 | |
| 平成24年 | 55 | 401 | 221 | 15 | 220 | 33 | 50 | 1, 852 | 926 | |
| 平成25年 | 51 | 368 | 188 | 13 | 223 | 29 | 54 | 4, 277 | 2, 310 | |
| 平成26年 | 43 | 237 | 102 | 13 | 269 | 35 | 54 | 3, 796 | 2, 050 | |
| 平成27年 | 45 | 281 | 89 | 13 | 253 | 33 | 40 | 4, 829 | 1, 906 | |

6 水稲の現状(農政課調べ)

①品種別作付割合

単位: ha

| | | | | | | | + P . 114 | | | |
|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|-----------|---------|--------|---------|
| 年度 | 平成2 | 23年度 | 平成24 | 4年度 | 平成2 | 平成25年度 | | 6年度 | 平成2 | 27年度 |
| k稲作付面積計 | 4, 467 | 100.0 % | 4, 467 | 100.0 % | 4, 413 | 100.0 % | 4, 370 | 100.0 % | 4, 217 | 100.0 % |
| きらら397 | 677 | 15.2 % | 586 | 13.1 % | 525 | 11.9 % | 470 | 10.8 % | 298 | 7.1 % |
| ほしのゆめ | 10 | 0.2 % | 9 | 0.2 % | 5 | 0.1 % | 3 | 0.1 % | 2 | 0.1 9 |
| 大地の星 | 79 | 1.8 % | 88 | 2.0 % | 76 | 1.7 % | 74 | 1.7 % | 71 | 1.7 9 |
| ななつぼし | 2, 048 | 45.7 % | 2, 041 | 45.7 % | 2, 057 | 46.6 % | 1, 981 | 45.2 % | 1, 897 | 45.0 9 |
| おぼろづき | 521 | 11.7 % | 524 | 11.7 % | 546 | 12.4 % | 483 | 11.1 % | 435 | 10.3 9 |
| ゆめぴりか | 299 | 6.7 % | 373 | 8.4 % | 435 | 9.9 % | 588 | 13.5 % | 660 | 15.7 9 |
| ふっくりんこ | 561 | 12.6 % | 620 | 13.9 % | 596 | 13.5 % | 517 | 11.8 % | 424 | 10.1 % |
| その他 | 272 | 4.4 % | 226 | 5.1 % | 173 | 3.9 % | 254 | 5.8 % | 430 | 10.1 % |

②直播面積の推移

単位: ha

| _ | _ | | | | | 12 . Hu |
|---|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 年 | 度 | 平成23 年度 | 平成24 年度 | 平成25 年度 | 平成26 年度 | 平成27 年度 |
| 面 | 積 | 164 | 188 | 192 | 204 | 202 |

7 農産物販売金額規模別経営体数(農林業センサス)

単位:戸・経営体、%

| | | | | | | | | | | | <u> </u> | 社呂冲、 |
|--------------|-----|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|----------|-----------|
| 区 | 分 | 年 次 | 計 | 販売なし | ~100万円 | ~300万円 | ~500万円 | ~700万円 | ~1,000万円 | ~2,000万円 | ~5,000万円 | 5,000万円以上 |
| | | 平成 7年 | 1, 296 | 99 | 122 | 127 | 134 | 146 | 215 | 388 | 63 | 2 |
| | | 構成比 | 100.0 | 7. 6 | 9.4 | 9.8 | 10.3 | 11.3 | 16.6 | 29.9 | 4. 9 | 0. 2 |
| | | 平成12年 | 1,029 | 47 | 105 | 123 | 107 | 136 | 185 | 280 | 45 | 1 |
| | | 構成比 | 100.0 | 4. 6 | 10. 2 | 11.9 | 10.4 | 13. 2 | 18.0 | 27. 2 | 4.4 | 0. 1 |
| 美唄 | # | 平成17年 | 820 | 9 | 78 | 64 | 100 | 108 | 152 | 269 | 39 | 1 |
| 天识 | 111 | 構成比 | 100.0 | 1.1 | 9. 5 | 7.8 | 12. 2 | 13. 2 | 18.5 | 32.8 | 4.8 | 0. 1 |
| | | 平成22年 | 709 | 44 | 63 | 60 | 54 | 90 | 117 | 216 | 62 | 3 |
| | | 構成比 | 100.0 | 6. 2 | 8.9 | 8. 5 | 7. 6 | 12.7 | 16.5 | 30.5 | 8. 7 | 0.4 |
| | | 平成27年 | 620 | 33 | 59 | 51 | 44 | 51 | 100 | 215 | 64 | 3 |
| | | 構成比 | 100.0 | 5. 4 | 9.5 | 8. 2 | 7. 1 | 8. 2 | 16.1 | 34.7 | 10.3 | 0. 5 |
| 空知総 | 合紹 | 平成27年 | 6, 936 | 287 | 574 | 530 | 515 | 503 | 920 | 2, 297 | 1, 153 | 157 |
| 振興 | 局 | 構成比 | 100.0 | 4. 1 | 8.3 | 7. 6 | 7.4 | 7.3 | 13.3 | 33. 1 | 16.6 | 2. 3 |
| 北海 | 当 | 平成27年 | 40, 714 | 2, 227 | 3, 130 | 3, 279 | 2, 501 | 2, 194 | 3, 363 | 8, 516 | 11, 126 | 4, 378 |
| イレ/ 世 | 旭 | 構成比 | 100.0 | 5. 5 | 7. 7 | 8. 1 | 6. 1 | 5.4 | 8.3 | 20. 9 | 27. 3 | 10.7 |

8 農業就業人口の推移(農林業センサス)

単位:人、%

| | | | | | | | _ | 中世・八、 |
|------|-------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|--------------|
| | 年 次 | 計 | 29歳未満 | 30~49歳 | 50~59歳 | 60~64歳 | 65歳以上 | 基幹的農 業従事者 |
| | 平成 7年 | 2, 680 | 141 | 952 | 592 | 328 | 667 | 2, 084 |
| | 構成比 | 100.0 | 5.3 | 35.5 | 22. 1 | 12. 2 | 24. 9 | |
| | 平成12年 | 2, 262 | 151 | 690 | 468 | 284 | 669 | 1, 895 |
| * | 構成比 | 100.0 | 6.7 | 30.5 | 20. 7 | 12.5 | 29. 6 | |
| 美唄市 | 平成17年 | 1, 937 | 123 | 457 | 491 | 200 | 666 | 1,656 |
| | 構成比 | 100.0 | 6.4 | 23. 6 | 25. 3 | 10.3 | 34. 4 | •••••• |
| | 平成22年 | 1,668 | 91 | 332 | 436 | 222 | 587 | 1, 486 |
| | 構成比 | 100.0 | 5. 5 | 19.9 | 26. 1 | 13. 3 | 35. 2 | •••••• |
| | 平成27年 | 1,462 | 79 | 297 | 285 | 243 | 558 | 1, 330 |
| | 構成比 | 100.0 | 5.4 | 20.3 | 19.5 | 16.6 | 38. 2 | •••••• |
| 空知総合 | 平成27年 | 16, 413 | 945 | 3, 442 | 3, 153 | 2, 476 | 6, 397 | 15, 063 |
| 振興局 | 構成比 | 100.0 | 5.7 | 21.0 | 19. 2 | 15.1 | 39.0 | •••••• |
| 北海道 | 平成27年 | 96, 557 | 6, 289 | 22, 784 | 19, 110 | 13, 629 | 34, 745 | 89, 228 |
| 北/毋坦 | 構成比 | 100.0 | 6.5 | 23. 6 | 19.8 | 14.1 | 36.0 | •••••• |

・農業就業人口

自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう

• 基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前1年間の普段の主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう

雇用労働雇入れ農家数と人数(農林業センサス)

_単位:戸·経営体、人日

| | | | ŕ | 常り | 翟 | 臨 | 時 | 雇 | 手 間 | 替え・・ | 手伝い |
|-------------|-------|---------|-------------|---------|-------------|-------------|----------|-------------|-------------|------|--------|
| 区分 | 年次 | 経営体 | 雇入れた 農家数 | 実人数 | 延べ人日 | 雇入れた 農家数 | 実人数 | 延べ人日 | 雇入れた 農家数 | 実人数 | 延べ人日 |
| | 平成17年 | 818 | 5 | 13 | 1, 342 | 204 | 1, 220 | 14, 615 | 106 | 446 | 2, 846 |
| 美唄市 | 平成22年 | 709 | 21 | 45 | 8, 184 | 306 | 1, 929 | 23, 334 | - | - | - |
| | 平成27年 | 620 | 26 | 130 | 8, 068 | 295 | 1, 674 | 22, 257 | = | n= | - |
| 空知総合 振興局 | 平成27年 | 6, 936 | 538 | 1, 948 | 317, 574 | 3, 497 | 20, 132 | 383, 932 | | | |
| 北海道 | 平成27年 | 40, 714 | 5, 804 | 23, 296 | 4, 772, 315 | 18, 678 | 133, 371 | 2, 437, 348 | | | |

10 組織形態別経営体数

単位・経堂体

| | | | | | | | | | | 平四. | 社占体 |
|------------|-------------|---------|----------|----------------|----------|-----------------|----------|-------|----------------------|----------|-----------|
| 年次 | 区分 | | | | 地方 | | | | | | |
| | | 合計 | | 農事 組合 法人 | | 会社 | | | 公共 団体 ・ 財産区 | 法人化していない | うち |
| | | | 法人 小計 | | 株式 会社 | 合名・ 合資 会社 | 合同 会社 | その他 | | | 個人 経営体 |
| W/20050-0 | 美唄市 | 709 | 28 | 2 | 23 | _ | 2 | 1 | - | 681 | 661 |
| 平成 22年 | 空知総合 振興局 | 8, 155 | 382 | 35 | 286 | 1 | 16 | 36 | 4 | 7, 769 | 7, 690 |
| | 北海道 | 46, 547 | 3, 036 | 316 | 2, 240 | 24 | 42 | 327 | 97 | 43, 414 | 42, 995 |
| | 美唄市 | 620 | 34 | 1 | 31 | | 1 | 1 | 2 | 584 | 565 |
| 平成 27年 | 空知総合 振興局 | 7, 157 | 480 | 33 | 368 | - | 20 | 59 | 12 | 6, 665 | 6, 605 |
| 1779500 50 | 北海道 | 44, 503 | 4, 165 | 296 | 3, 178 | 17 | 88 | 586 | 136 | 40, 202 | 39, 821 |
| | 美唄市 | △ 12.6 | 21.4 | △ 50.0 | 34. 8 | - | △ 50.0 | 0.0 | 皆増 | △ 14.2 | △ 14.5 |
| 増減率 (%) | 空知総合 振興局 | Δ 12.2 | 25. 7 | △ 5.7 | 28. 7 | - | 25. 0 | 63. 9 | 200. 0 | Δ 14.2 | Δ 14.1 |
| | 北海道 | △ 4.4 | 37. 2 | △ 6.3 | 41.9 | △ 29.2 | 109. 5 | 79. 2 | 40. 2 | △ 7.4 | △ 7.4 |

11 荒廃農地の推移(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)

単位: ha

| 年次 | 面積 |
|-------|------|
| 平成23年 | 1.6 |
| 平成24年 | 2. 9 |
| 平成25年 | 2. 8 |
| 平成26年 | 2. 9 |
| 平成27年 | 2. 6 |

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培 不可能となっている土地 • 荒廃農地

12 農業生産関連事業を行っている農家の事業種類別農家数(農林業センサス)

| | | | | | | | | | | 里位: 経 | 宮体(| 複数回答) |
|-------------|-------|---------|-------------|------|----|-------|--------------|------|------|-------------|-----|-------|
| 区分 | 年 次 | 総戸数 | 取り組み 農家数 | 農産加工 | 直 | 販 | 貸農園・ 体験農園 | 観光農園 | 農家民宿 | 農家 レストラン | その他 | 農作業受託 |
| 美唄市 | 平成17年 | 820 | 135 | 6 | | 127 | 5 | 8 | | 2 | 4 | |
| | 平成22年 | 709 | 103 | 10 | | 90 | 11 | 6 | 8 | | 2 | |
| | 平成27年 | 620 | 87 | 9 | | 82 | 7 | 6 | 5 | | | |
| 空知総合 振興局 | 平成27年 | 6, 936 | 1, 139 | 157 | | 990 | 69 | 47 | 105 | 14 | 26 | |
| 北海道 | 平成27年 | 40, 714 | 5, 286 | 882 | 4, | , 597 | 296 | 291 | 219 | 140 | 201 | |

美 唄 市 農 業 ビ ジョン (素案)

~力強い農業が営まれ、市民や消費者から 信頼される産地を目指して~

> 平成28年 月発行 編集·発行 美唄市経済部

〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号 電話 0126-62-3131 FAX 0126-62-1088 <美唄市ホームページ>http://www.bibai.hokkaido.jp/